

# 東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 最終まとめ



## 付・地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取組み アンケート集計結果報告

平成31年3月

東京都社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

地域福祉推進検討ワーキング



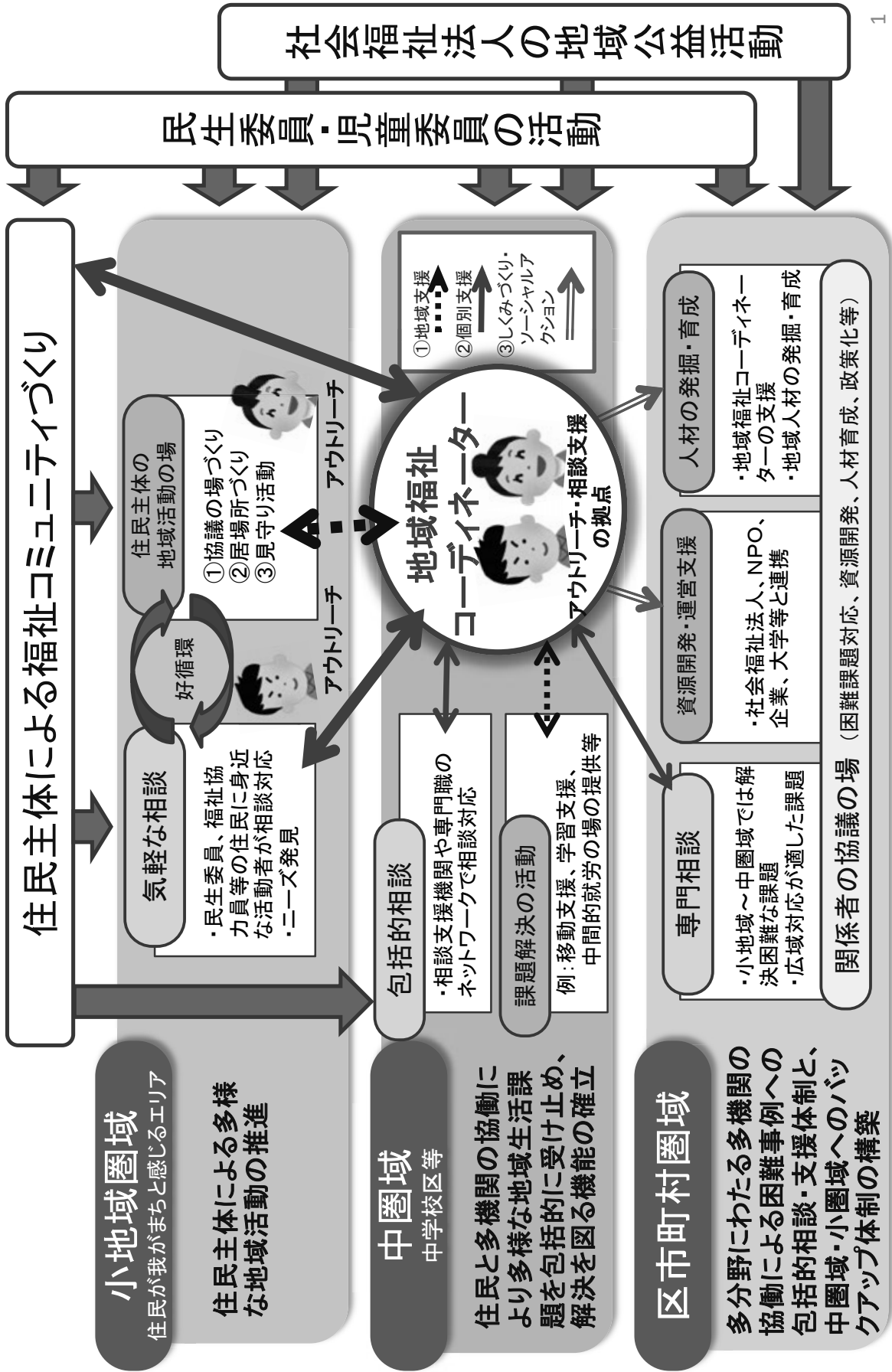
## はじめに

- 急速に進行する少子高齢化は、東京にも深刻な影響を及ぼし、多くの都民は将来の生活と社会の行く末に不安を抱いている。また、都市化や情報化の進展は、人々の生活や活動を快適で便利なものにする一方で、かつての人と人の絆やコミュニティのあり方を大きく変容させている。これに対し、社会保障制度をはじめとする従来の社会システムだけで適切に対応することは困難であり、今後は行政に限らず、市民、企業、福祉事業者、NPO、学校や病院や警察等、あらゆる社会の構成員が主体的に参加する社会づくり、地域づくりのあり方が問われているといえる。
- そうした中、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」ことが提起された。そしてそのために、「支え手と受け手に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」とされた。
- これを受け、厚生労働省は28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、29年9月には「地域力強化検討会」（座長：原田正樹・日本福祉大学教授）が「最終とりまとめ」を公表した。また29年5月、いわゆる「地域包括ケアシステム強化法」により改正された社会福祉法では、福祉や介護に限らず、保健医療、住まい、就労、教育等を含めた「地域生活課題」という概念を新たに規定した上で、その解決のための包括的な支援体制づくりに努めることを市町村の責務とした。
- この改正社会福祉法では、市町村および都道府県に対して地域福祉計画（都道府県では地域福祉支援計画）を策定することが努力義務とされ、これを既存の分野別計画（老人福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画等）の「上位計画」として位置付け、分野横断の「共通事項」（制度の狭間への対応、居住福祉、成年後見と権利擁護等）を地域福祉（支援）計画に盛り込むことを求めた。

- これに対して東京都では、29年6月に「東京都地域福祉支援計画策定委員会」（委員長：高橋紘士・一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問）を設置し、都としてはじめての地域福祉支援計画の策定に向けて検討を開始した。
- こうした国および東京都の施策動向を受け、東京都社会福祉協議会（以下「東社協」）では、東京において今後いかにして地域共生社会づくりを進めるべきかをテーマとし、地域福祉推進委員会の下にワーキングを設置して検討を開始した。検討を進めるにあたっては、1400万人近い大量の人口の集中に加え、多様で多彩な人材や社会資源が集まる大都市東京ならではの“あるべき地域共生社会の姿”を追求することとした。そしてそのためには、行政施策に偏ることなく、住民、社会福祉協議会（以下「社協」）、社会福祉法人をはじめとする福祉事業者、民生児童委員、ボランティア、NPO、企業等、地域社会を構成する多くの関係者が協働し主体的に取り組むべきテーマや視点を明らかにすることを重視した。そして30年3月、「東京らしい”地域共生社会づくり“のあり方について」（中間まとめ）を提起した。
- 「中間まとめ」で提起した主な内容のうち、区市町村ごとの三圏域設定による地域共生社会づくりの推進体制、日常生活圏域における住民主体の地域活動の基本的なあり方、地域福祉コーディネーターの意義と果たすべき役割、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みへの期待、地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携・協働の重要性、等については、上記「東京都地域福祉支援計画」においても相当程度反映を図ることができた。そして、東京都地域福祉支援計画に位置付けられた内容が、その後の区市町村における地域福祉計画の策定や改定に色濃く影響を与えつつあることは、当ワーキングとしての大きな成果といえる。
- この「最終まとめ」では、「中間まとめ」で提起した主な内容についてその後の動向等をふまえ必要な修正を行った上で再掲し、さらに残された重要なテーマを検討し加筆した。すなわち、①ボランティアやNPO等の活動と地域に根差した住民主体の活動の関係の捉え方、②障害者をはじめとする差別や排除を受けやすい人を受け止め包摂する地域のあり方、そして、③地域づくりやあらゆる施策の基盤となる「居住福祉」に関する基本的な考え方と取り組みの方向性である。これらは、それぞれの地域において住民や多様な関係者が協働して地域共生社会づくりに取り組むにあたって、避けては通れない本質的な課題であることから、ここで基本的な考え方の整理と大きな方向性の提起を試みた。

- また、地域共生社会づくりを進めるにあたってきわめて重要な役割が期待される福祉施設や事業所を対象に「地域共生社会づくりに向けた意識調査」を実施し、その結果をこの「最終まとめ」に掲載した。この調査では、「中間まとめ」で提起した「東京モデル」(社会福祉法人の地域公益ネットワーク活動、民生児童委員、地域福祉コーディネーター等の協働による地域づくりの取組み)の新たな可能性を探ることも目的とした。
  
- 最後に、大都市東京と一言で言っても、東京には島嶼部を含め62の区市町村があり、それぞれの地域特性は実に多様である。むしろその多様性こそが東京の大きな特徴ともいえる中で、地域の多様な関係者が主体となり協働する地域共生社会づくりの取組みが全都的に画一的で均質なものにはなり得ない。このワーキングでは東京における“地域共生社会づくり”に向けて基本的な考え方やめざす方向性のモデルを提示しているが、各地域においてはこれを参考にしつつ、住民や行政、社協、福祉事業者、民生児童委員等の関係者が知恵と力を結集して、それぞれの地域特性に合った共生社会づくりをめざしていただきたい。

# 東京らしい“地域共生社会づくり”全体イメージ



## 目 次

はじめに	1
《東京らしい“地域共生社会づくり”のイメージ》	4
1 「我が事・丸ごと」地域共生社会の提起をどう受け止めるか	7
2 地域共生社会づくりを進める地域基盤（しくみ）のあり方	9
【小地域圏域】～住民主体による多様な地域活動の推進	10
【中圏域】～住民と多機関の協働により、多様な地域生活課題を包括的に受け止め、解決を図る機能の確立	13
【区市町村圏域】～多分野にわたる多機関の協働による、困難事例への包括的相談・支援体制と、中圏域・小地域圏域へのバックアップ体制の構築	15
3 地域福祉コーディネーターの配置と育成策	18
4 社会福祉法人の地域公益活動、民生児童委員活動との連携・協働	25
5 ボランティアやNPO活動等と（地縁型）地域活動の協働	32
6 地域社会で差別や排除を受けやすい人に対する障壁を取り除き、真の地域共生社会をつくるために	38
7 地域共生社会づくりにおける居住支援の意義と課題	45
8 地域福祉（支援）計画のあり方	49
地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取組み アンケート集計結果概要	54
地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取組み アンケート集計結果(詳細版)	58
* 委員名簿	71
* 検討経過	72





## 1 「我が事・丸ごと」地域共生社会の提起をどう受け止めるか

### （国による課題提起の意味と受け止め方）

- 国が提起する『我が事・丸ごと』地域共生社会の構築は、戦後社会保障の「第3の転換期」とも言われるように、従来の行政施策や公的サービスを中心とした社会福祉や地域福祉のあり方を見直し、「地域生活課題」（改正社会福祉法第4条）を地域社会全体の課題として受け止め、住民をはじめとするすべての関係者が主体的に取り組むべきテーマであることを提起したものと見える。
- これに対しては、「国や行政ができないことを住民に押し付けるのはおかしい」という批判的な捉え方があることも事実である。また、国民の生活や健康を守るセーフティネットの役割を果たすため、社会保障や地域福祉を計画的に推進することは国や行政に委ねられた基本的な責務であることは当然とも見える。
- 一方で、少子・高齢化の進行による社会保障全体の持続可能性の問題（公的サービスの量的な限界）にしても、社会的孤立や排除、複合的な多問題世帯の増大といった課題（公的サービスになじみにくい質的な限界）にしても、今や行政施策や公的サービスによる対応ですべて解決できるような問題でないことは明らかである。とりわけ、社会的孤立や排除あるいは差別といった問題は、住民の意識や関係性、地域のあり方そのものが問われるテーマであり、住民自身が問題意識を持って主体的に取り組むことなくして解決はあり得ない。そうした中、行政施策や福祉サービスのあり方を考え、課題提起するとともに、自分たちの地域の問題を自分たちの問題として捉え、何ができるかを主体的に考え、行動することは、これからの成熟した市民社会のあり方として望ましい方向といえるだろう。

### （地域の現状とこれからの課題）

- 一方、自治会・町内会の加入率の低下や役員の高齢化に象徴されるように、かつて地域社会が有してきた助け合いの力（地域力）は著しく脆弱化している。その傾向は、大規模マンションが林立し、若者に限らず高齢者にも単身世帯が急速に増え、職住分離が進み、住民の多くが短期間に入れ替わる都市部において一層顕著である。そうした中、あらゆる住民や関係者が狭い福祉領域を超えた「地域生活課題」を自分たちの問題として受け止め、共に行動

することのできる地域共生社会づくりの取組みは、大都市東京でこそ一層重要な課題になっているといえる。

- いうまでもなく、住民参加の促進や関係者のネットワークづくりを通じたいわゆる「福祉コミュニティづくり」の取組みは、それを本来的な役割とする区市町村社協を中心に、東京においてもかなり以前から力を入れて進められている。その結果、サロン活動、見守りネットワーク活動、地区社協の設置等、多くの住民主体（この「住民」には、通勤・通学者、ボランティア、NPOの活動者、プロボノを行う企業人等を含む）の活動が都内各地で活発になりつつあることは大きな成果と言ってよい。一方で、リーダー層の高齢化や活動財源の不足、大規模マンションにおける地域活動の困難性等、多くの課題があることも事実である。国の今回の提起は、こうした住民主体の取組みを改めて地域や関係者とともに推進するきっかけと捉えるべきであるし、そのために活用できる施策や予算があれば地域の実情に応じて最大限に活用すべきだろう。

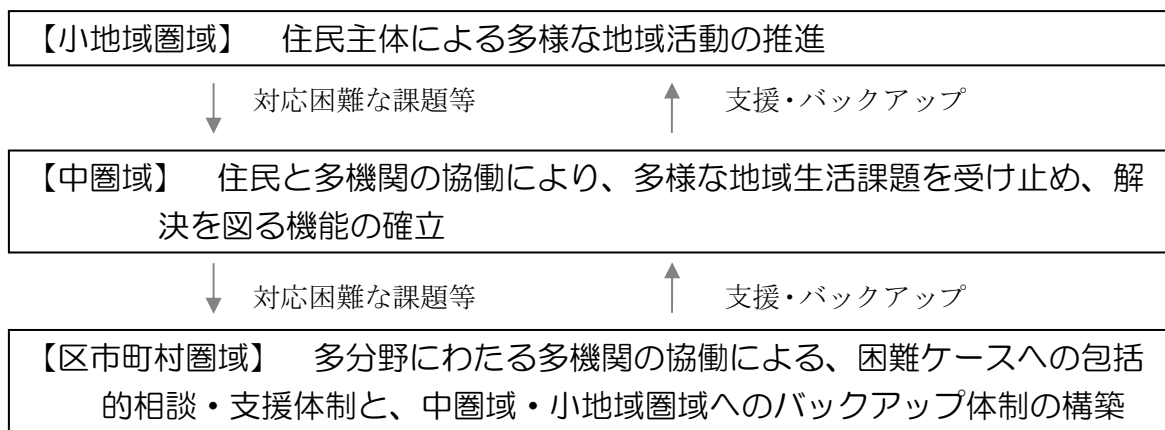
#### （「住民主体」の徹底）

- その際、何より大切なのは、多様な関係者の連携とネットワークを構築することとともに、本当の意味での「住民主体」を徹底することである。住民や関係者が地域に生じているさまざまな問題に気づき、関心を持ち、何とかしたい、せっかく縁があって住んだり関わっている地域を、他人まかせにするのではなく、少しでも暮らしやすく過ごしやすい、愛着を持てる地域にしたい。そうした自然な思いの広がりと共に共有こそが地域を変える原動力となり、多彩な人々の知恵と力を活かして問題解決への取組みがやりがいを持って楽しく生き生きと着実に進められていく。そこでは支える側と支えられる側の区別や意識は重要でなく、むしろ大切なのは、「自分たちの地域をよくしたい」という気持ちの共有であり、「力を合わせれば何かできるはず。できることからはじめよう」という連帯感にも基づく発意である。
- そこで行政や専門職に期待されるのは、たとえば地域で起きている問題を可視化してわかりやすく課題提起をしたり、協議の場を提供する、あるいは必要な情報や財源確保の手伝いをすることであり、いわば「住民のよきパートナー」としての役割である。そこがぶれて押し付けになったのでは、住民や関係者が創意工夫と協働によって多彩な力を発揮することなど期待できないし、何より地域に対する愛着も“共生”の意識も生まれまいだろう。地域共生社会の基本は“共創”社会であると捉えることが大切である。

## 2 地域共生社会づくりを進める地域基盤（しくみ）のあり方

### （3圏域の意味と考え方）

- 国の「地域力強化検討会」の報告では、「市町村における包括的な支援体制」のあり方として、【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能、【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場、【3】市町村における包括的な支援体制、の3つの機能・領域を提示し、これが社会福祉法第106条の3第1項1号～3号に規定されている。
- この3つの機能・領域の考え方は、それぞれ多義的で曖昧なところがあり、ここから地域共生社会づくりに向けた何らかの解や処方箋を得ることは無理があると思われる。むしろ大切なのは、それぞれの地域の実情と地域住民や関係者の思いによって、その地域ならではのオリジナルな共生社会の姿を自由に構想し、その実現に向けて行動を起こすことだろう。
- 一方で、住民主体による地域共生社会づくりの取組みは、これまでも都内各地において長く取り組んできたこととはいえ、今回の国の提起や法律改正を経て新たなステージを迎えたともいえる。そうした中、国や都の施策動向もふまえ、都内各地域においてあらためてどのような推進体制を構想し、また計画化を図っていくのか。そのための基本的な考え方やめざすべき方向性のモデルを東京都や東社協の立場から提起し、各地域における取組みの参考にしてもらうことには十分に意味があるものと考えます。
- こうした考え方にに基づき、本報告では、地域共生社会づくりを進めるにあたって想定される3圏域とそこで求められる機能（テーマ）、各圏域の相互の関係を仮に下記のように設定した。



その上で、以下では、各圏域ごとに取組みを進めるにあたっての基本的な考え方や留意点等を提起することとする。

## **小地域圏域（住民が我がまちと感じるエリア）**

テーマ： 住民主体による多様な地域活動の推進

### **（小地域圏域の設定の考え方）**

- 住民と関係者の協働による地域共生社会づくりを進めるにあたって、最も重視すべき視点のひとつは、住民が“我がまち”として愛着や当事者意識を感じることでできる身近な圏域（小地域圏域）において、地域の問題に関心を持ち、考え、行動することができるような素地やきっかけ、そして基盤を創ることであろう。
- 大都市東京にあっても、住民が“我がまち”としての愛着や当事者意識を感じることでできるエリアは、地理的な要因や社会・文化的要因、経済的な要因等に左右されるものの、一定のなじみのある知人や商店、土地勘の働く道筋や公共施設等がある程度具体的にイメージできる、概ね徒歩圏の範囲（小学校区かそれより小さいイメージ）と見ることができるだろう。ただし、実際にその地域の住民が身近と感じ、問題意識を持って活動に取り組むことができる圏域はその地域ごとに異なり決して一様ではない。したがって、行政や専門機関が考えた圏域を一方的に押し付けるのではなく、住民が実感できる圏域に行政や専門職の視点を合わせる大切である。

### **（地域住民の意識と専門職に求められる姿勢）**

- 地域共生社会づくりに取り組むにあたって、留意すべき視点として、地域にはお互いを理解し合い、支え合おうとする面もあれば、逆に障害者や外国人などを排除しようとする面もあるという点である。また、都市部では、夜帰って寝るだけで地域の問題にまったく無関心という人も少なくない。しかし、住民が特定の人を排除したり、問題に無関心であったりするのにはそうさせる社会的な要因があるからであり、住民の自然な思いに任せるだけでは問題は解決しない。専門職がそこに入っていく、住民と一緒に学び、考え、行動することができる「場」をつくるのが地域共生社会づくりへの第一歩になる。
- また、小地域においては専門職が専門性を前面に出してすべてをお膳立てし

てしまうと、地域住民は受け身にまわり、ともすると「やらされ感」を感じてしまうという点に注意が必要である。専門職は住民に頼られる存在であると同時に、住民が客体（お客さん）にならないよう「普段着の専門職」であり、住民のよきパートナーでなければならない。

- そもそも大抵の地域には、専門職が気づかないところで地域の課題にしっかり向き合い、支援を必要とする人を支えたり、必要な活動につなげる役割を担っている住民が数多くいる。地域福祉に携わる専門職は、そうしたいわば「住民コーディネーター」ともいうべき地域人材を見つけ、つながり、その働きに謙虚に学びつつ、協働して地域づくりに取り組むことが大切である。

#### **（小地域圏域における「地域福祉コーディネーター」の役割）**

- このように、住民主体の地域づくりに取り組む専門職は、高齢・児童・障害といった対象ごとに分化し、主として制度的サービスによる解決をめざす従来の専門職とは対応すべき範囲の広さ、問題解決へのアプローチなどが大きく異なる。こうした新たな地域福祉推進の専門職をここでは、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などの呼称の如何に関わらず、「地域福祉コーディネーター」と呼ぶこととする。
- この「地域福祉コーディネーター」は、基本的に中圏域（中学校区等）に配置され、そこから小地域にアウトリーチして、それまで見過ごされがちだった一つひとつのニーズに丁寧に向き合い、対応可能な既存の社会資源や活動に的確につなげる（ソーシャルサポート・ネットワークの機能）。また、既存のしくみや取り組みでは対応できない問題は、それを地域に投げかける中で、新しい住民主体の活動を生み出すインキュベーターの機能を発揮する（個別支援から地域支援へのアプローチ）。そして新たに生まれた活動や、それまでに住民が継続してきた活動に対し「寄り添い型の運営支援」を行う中で、さらに地域のニーズを掘り起こし、その一つひとつをしっかりと解決につなげる（地域支援から個別支援へのアプローチ）。さらにまた、必要に応じて新たな活動や施策につなげていくといった地域活動の好循環を生み出す役割を果たす。そのあり方については「3 地域福祉コーディネーターの配置・育成策」で後述する。

#### **（小地域圏域に整備すべき基本的な活動・機能）**

- 小地域圏域において住民主体の活動を推進するにあたっては、①協議の場づくり、②居場所づくり、③見守り活動（簡易な相談対応を含むニーズ発見・

専門職へのつなぎ機能とその後の見守りを含む)が重要な要素になる。そしてそれらを地域の中で、面として横につなげていく視点が重要である。そうした基盤の上に、それぞれの地域のニーズに応じた多様な活動(ごみ出しや電球交換などの軽易な生活支援の活動、食事、移動、子育て支援や学習支援、手続支援、災害時要配慮者支援等々)が生み出されていくことになる。

- この中でも、協議の場づくりは、住民が自らの地域の課題を自分たちの問題として捉え、共に学び、考え、行動することのできる地域づくりを進める上で、もっとも基盤となる取組みといえる。この点、歴史的に都内の社協での取組みは多くないが、小地域において住民や関係者が自由に参加し、協働するプラットフォームとしての「地区社協」を設置することの意義と可能性はあらためて注目される。また、介護保険の生活支援体制整備事業における「協議体」のしくみを活用すること等も含め、コミュニティ・ボード(地域での自由な協議のテーブルの意)が都内の津々浦々で展開されることが期待される。
- また、上記のように今後、小地域において住民主体の活動を推進していくにあたっては、物理的な場(拠点)の確保も重要な課題となる。自治会・町内会の所有する自治会館等の活用、地区センター等の公共施設の利用等は今後でも有効であるが、さらなる活動の推進のためには、常時、自由に利用できる“常設型”の拠点をいかにして確保するかがポイントとなる。この点、東京には80万件を超える空き家があり、これをいかにして有効に活用するかが重要である。空き家バンク等によるきめ細かな情報提供、公益的な利用を目的とする場合の改修費の助成や固定資産税の減免、家賃助成の導入のほか、物件の所有者が不明な場合や相続等により共有名義人が多数存在する場合の法的な対応を含め、国や東京都、区市町村による抜本的な対策が求められる。

#### (大規模集合住宅へのアプローチ)

- また、都市部に固有の課題として、タワーマンション等の大規模集合住宅におけるコミュニティづくりの問題がある。ごみ屋敷や8050、ダブルケアといった複合的な課題や制度の狭間の問題は集合住宅にあっても決して無関係でなく、むしろ短期に集中して表れる傾向があること、そうした問題に管理組合等がすでに直面し問題意識を持ちつつあること等をふまえ、戦略的なアプローチが必要となっている。

### （個人情報取扱い）

- 小地域における住民主体の活動を推進するにあたって、大きな課題のひとつは個人情報の取扱いを含めた地域情報の入手、共有をいかにして図るかという点である。とりわけ個人情報の取扱いについては、国の地域力強化検討会でも指摘され、今後の法的な対応も含めた検討が期待される。加えて、各区市町村においても地域における支援が必要と思われる人に行政機関が接する際には必ず個人情報の提供に関する同意を得る手続きを位置付けるなど、地域共生社会づくりを進めるにあたって避けて通れない重要課題として取組みを具体化する必要がある。また、地域においては、住民自らが民生児童委員と協働し定期的に各戸訪問を行うことにより地域に潜在化しているニーズをキャッチするなど、地道な取組みを地域共生社会づくりへの足がかりとしてほしい。

### **中圏域（中学校区等）**

**テーマ： 住民と多機関の協働により、多様な地域生活課題を包括的に受け止め、解決を図る機能の確立**

### （中圏域の活動の意義と東京でのあり方）

- 住民が抱える生活上の課題は、身近な地域で気軽に相談できることが望まれるが、一方で、近隣では相談しにくい課題や、相談を受けても住民だけでは解決が困難な課題が存在する。こうした小地域圏域の活動では、漏れが生じたり、対応が困難な課題に対しては、中圏域（中学校区等）において、専門機関が包括的に受け止め、住民や関係者と協働して解決を図ることが必要である。
- この場合、ニーズを包括的に受け止めるために、特定の機関にワンストップの相談窓口の役割を持たせる方法もあるが、そうすると、そこにすべてを押し付けて他の機関が動かないということが起こりがちである。相談がどこに寄せられても経過を見失うことなく適切な社会資源や取組みにつながる事が重要であり、そのためには、受け止めた多様かつ困難なニーズをひとつの機関が丸抱えしたり、たらいまわしにすることは避けなければならない。小地域圏域～中圏域を横断した住民や専門機関等の協働した取組みにより解決を図る、あるいは区市町村圏域における多機関協働の取組みに確実につなげるしくみが重要である。

- その際、既存の社会資源があまり多くない地方では、各機関や専門職がお互いに守備範囲を広げて柔軟に動くことで、住民の多様な課題を包括的に受け止め、解決を図ることが考えられる。ただし、このように各機関が守備範囲を広げて対応する方法では、各機関が本来有する高い専門性を維持することが困難にならざるを得ない。それに対して、狭いエリアに社会資源が密集する東京では、ひとりの専門職が数多くの利用者に対応せざるを得ないことから、それぞれの専門性を維持、尊重しつつ、密接に連携することにより、住民や利用者のニーズにきめ細かく応じていくスタイル（ここでは仮に「東京スタイル」とする）が有効である。

#### （中圏域の取組みを活性化させる鍵）

- このように、複数の社会資源や専門機関を効果的につなげ、そのネットワークを生かして地域の多様な課題を包括的に受け止める「東京スタイル」を実現するには、必要な組織や人をつなぎ、コーディネートする地域福祉コーディネーターの役割がきわめて重要となる。こうした中圏域をベースにした地域福祉コーディネーターの活動については、「3 地域福祉コーディネーターの配置と育成策」で詳述する。
- また、中圏域において多様な社会資源がある東京の特性を生かして個別支援や地域活動づくりを進めていくには、民生児童委員、行政、社会福祉法人、NPO、企業の社会貢献活動、ボランティア・市民活動、当事者活動等、分野を超えた資源の把握と密接な協働関係の構築が求められる。
- そうした住民と関係機関等の密接な連携を図るためには、たとえば、民生児童委員協議会のエリアと地域包括支援センターのエリアを一致させて、そこに地域福祉コーディネーターを配置することなどが考えられる。そこで“地域包括支援に携わる関係者の会議”を開催し、民生児童委員や社会福祉法人、NPO等の関係者の参加の下、住民主体のネットワークと専門機関のネットワークを協調的に推進するといった方法も有効である。

#### （社会福祉法人の地域公益活動への期待）

- 東京では、社会福祉法人の地域公益活動を推進するため「東京都地域公益活動推進協議会」が設立され、後述する三層の取組みを推進している。たとえば、各法人が独自に実施している「食事サービス」や「子育てひろば」、地域で複数法人が連携して取り組む「学習支援」や「居場所」の活動などは、中圏域でのしくみづくりや活動の推進にきわめて有効と考えられる。また、社



会福祉法人の各事業所が地域福祉コーディネーターや民生児童委員、さらにはNPO等と連携し、小地域圏域における住民活動をサポートする役割も重要である。

#### （相談支援拠点の確保）

- 中圏域において、多様な生活課題を受け止める機能を発揮するためには、圏域ごとに「拠点」を設けて活動を展開し、住民に対して、その「拠点」が丸ごと相談を受け止める場であることを周知する必要がある。そこは、住民や活動者が相談できるだけでなく、専門職も交えてミーティングを開催できる場所であるとともに、地域福祉コーディネーターが小地域にアウトリーチするための拠点でもある。
- この拠点を地域に確保するにあたっては、行政機関等の既存の施設の一角にスペースを提供してもらうことや、空き店舗等の民間の物件を借り上げる方法、あるいは地域包括支援センターや社会福祉法人の事業所等に併設することなども考えられる。

### **区市町村圏域**

テーマ： 多分野にわたる多機関の協働による、困難事例への包括的相談・支援体制と、中圏域・小地域圏域へのバックアップ体制の構築

#### （区市町村圏域に期待される役割・機能）

- 上記のとおり、小地域圏域での対応が困難な問題に対して、中圏域における専門機関が関与、協働して解決を図ることの意義はきわめて大きいといえる。しかし、そうした中圏域における取組みによっても解決が困難な課題も少なくない。例えば児童虐待や生活保護の問題などは、プライバシー保護の観点、福祉事務所、子ども家庭支援センター等の専門機関の設置状況などから、より広域での対応が求められる。
- また、中圏域において期待される役割を住民と専門機関等が的確に果たすためには、基礎的な地域情報の入手、より高度で専門的な見地からのスーパービジョンの実施、統一的な記録方式や評価手法の開発等、区市町村圏域からの効果的なサポートが提供される必要がある。
- 小地域で活動に取り組む住民の人材育成プログラムを検討することや、企業、

NPO、当事者組織、大学等と連携して地域には存在しない資源を開発・提供したり、地域で活動する多様な団体等をサポートする中間支援組織（ボランティア・市民活動センター等）の機能を整備することも区市町村圏域に期待される機能の一つである。

- そして、行政、相談機関、社協、地域福祉コーディネーター、社会福祉法人の地域公益ネットワークやNPO、中間支援組織等の関係者が集まり、新たな資源開発、地域で活動する住民や専門職の人材育成、政策化のための協議の場を設定することが求められる。

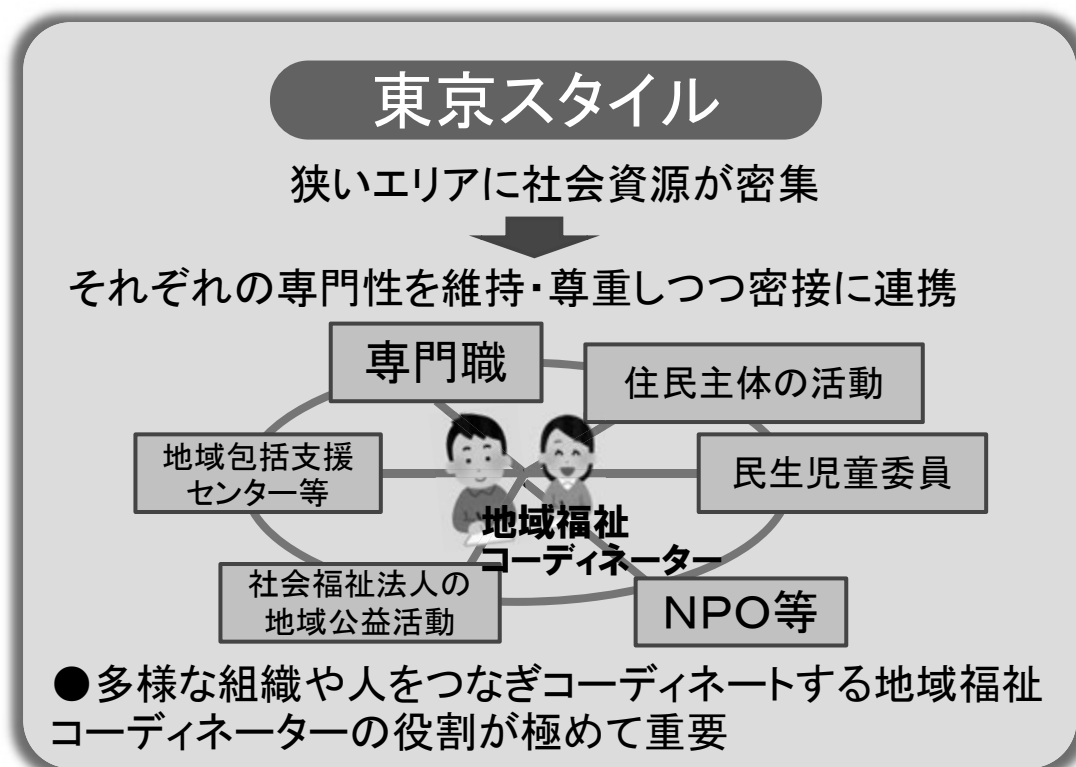
#### （多領域・多機関の協働体制構築へのアプローチ）

- 地域で生活する住民にとってそこで生じている問題は、たとえば「一人暮らしで心配なAさん」や「引きこもっている息子と高齢の母親が暮らすBさん家」であり、もともと地域の中に縦割りの発想はない。しかし、行政や専門機関による支援を進めようとした途端、児童・高齢・障害といった縦割りの制度の枠にはめられ、各機関の専門性の違いが障壁となって、ニーズに応じた柔軟なサービスや支援が提供されにくくなるということが生じがちである。しかもそうした制度間や領域間の縦割りの問題は、関連する領域の範囲が広がれば広いほど、一層顕著で困難な課題となる。
- こうした区市町村圏域における困難な課題の解決に向けては、たとえば「成年後見制度利用促進法が求める中核機関の設置」や「地域における個人情報取り扱いの検討」、「災害時の要配慮者支援の体制づくり」等、分野を超えて取り組むべきテーマを“横串”にして、一步一步着実に進める必要がある。
- そして、区市町村圏域における多機関の協働体制を実質的に動かすためには、地域福祉コーディネーターが小地域圏域や中圏域からつないだケースや課題に伴走し、区市町村圏域における解決をナビゲートしたり、必要に応じて新たな資源開発につなげる役割を果たすことが求められる。
- また、社会福祉法人の地域公益活動推進のための地域公益ネットワークや、民生児童委員協議会の取組みは、縦割りのしくみに“横串”を入れる大きな役割を果たすことが期待される。地域で必要とされる新たな資源の開発にあたっては、社会福祉法人のネットワークと連携し、地域で生じた新たなニーズを共有し、各法人として、また複数法人の連携による取組みの検討につなげることが考えられる。そして、実際の活動にあたっては、社会福祉法人だ

けではなく、民生児童委員、自治会・町内会、NPO等、多様な主体との連携が考えられ、ここでも地域福祉コーディネーターの役割が重要となる。

### (中心的な役割を果たす機関と会議体のあり方)

- 区市町村圏域においてこの取組みを進めるにあたっては、課題を集約し、関係機関への呼びかけやネットワークをマネジメントする中心的な役割を果たす機関が必要と考えられる。この受皿となる機関の候補としては、区市町村社協、生活困窮者自立相談支援機関、基幹型包括支援センター等、地域の実情に応じてさまざまな方法が考えられる。また、区市町村圏域における複合的な課題や狭間のニーズへの対応等を協議する会議体も、新たな場を設置する方法のほか、介護保険制度における地域ケア会議、障害者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の既存の会議体を整理統合した上で活用することも考えられる。
- 「東京スタイル」にあって、こうした機関や会議体を実質的に機能させるかどうかは、小地域～中圏域～区市町村の各圏域を個別支援と地域支援の両面にわたって縦横無尽にアウトリーチしたり、クロスオーバーさせて動く「地域福祉コーディネーター」の働きにかかっていると見える。したがって、中心的な機関や合議体の設定にあたっては、その点に特に留意し、地域福祉コーディネーターとの連携・協働が最も図りやすい方法を選択することが重要である。



### 3 地域福祉コーディネーターの配置と育成策

#### （地域福祉コーディネーターの役割と機能）

- これまで述べてきたとおり、地域共生社会づくりに向けて地域福祉コーディネーターは、基本的に中圏域（中学校区等）を核として、そこであらゆる地域課題や生活課題を受け止める態勢づくりを進めるほか、小地域圏域（住民が我がまちと感じるエリア）にアウトリーチして住民主体の活動をプロデュースしつつ、対応困難な課題の拾い上げを図る。また、小地域圏域でも中圏域でも解決できない課題を区市町村圏域につなげ、多領域・多機関協働体制の中で解決までのナビゲートを行いつつ、必要に応じて制度的な対応（しくみづくり）を提起する。
- 地域福祉コーディネーターのこうした役割は、基本的に以下の3つの機能を通じて発揮される。

- ① 住民や関係者に働きかけ、地域課題を明らかにした上で、住民等とともに地域に必要な活動や取組みを開発し推進する機能（地域支援）
- ② 公的サービスだけでは解決できない個別ニーズに対し、住民活動等のインフォーマルな活動やボランティアな活動を含めた支援につなげ、協働しつつその解決を図る機能（個別支援）
- ③ 地域において解決できない、あるいは既存の制度や取組みで対応できない課題を集約し、新たな制度やしくみにつなげ、政策や制度の改善を目指して提言する機能（しくみづくりとソーシャルアクション）

実際に地域共生社会づくりに向けた具体的な取組みでは、上記の①～③の比重の置き方や優先順位等により多様なアプローチが想定される。また、職種の呼称も、地域福祉コーディネーター、コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）、相談支援包括化推進員（国のモデル事業での呼称）等、地域によってさまざまである。ここでは、そうした呼称の違いや、アプローチの方法論の違いにはあまりこだわらず、広く「地域共生社会づくり」という共通の目標に向けて上記のような役割を果たす専門職の総称として「地域福祉コーディネーター」と表すこととする。

### （地域福祉コーディネーターの活動圏域）

- 従来の福祉分野における専門職の働きは、“対象者”のニーズに応じた専門分野を設定した上で、その枠内で可能な限りの資源を活用してニーズの充足や課題の解決を図ってきた。そのかぎりにおいて専門職としての取組みは有効に機能してきたし、さらなる解決力の向上をめざして深化してきたといえる。一方で、そうした従来の専門的なアプローチでは、利用者の主体性や住民の当事者性を活かし、その力をエンパワメントする視点が弱い面も指摘される。これに対して地域福祉コーディネーターは、従来の縦割りの施策やサービスを排した丸ごとの「地域生活課題」（社会福祉法第4条第2項）への対応を目指し、何より住民の主体的な取組みによる地域づくりを重要な使命とする。そして、各分野の専門性を尊重しつつ、その枠組みや制約を超えて住民や利用者が自らがやりたいと願う「我がまちの姿」を思い描いて自由に参画することを可能にする。
- このような基本的な性質を持つ地域福祉コーディネーターは、小地域圏域～中圏域～区市町村圏域の3圏域における多様な取組みをクロスオーバーさせる（交差させ融合させる）役割を担うことが期待される。その役割を効果的に果たすため、地域福祉コーディネーターは基本的に中圏域ごとに複数体制で配置されることが望ましい。それは、3圏域の間をつなぐポジションとして中圏域が機能的に最も合理的であるとともに、上記の3つの機能を的確に果たすためには単独配置では困難であり、複数体制とした上でチーム対応を図ることが必要不可欠と考えられるからである。

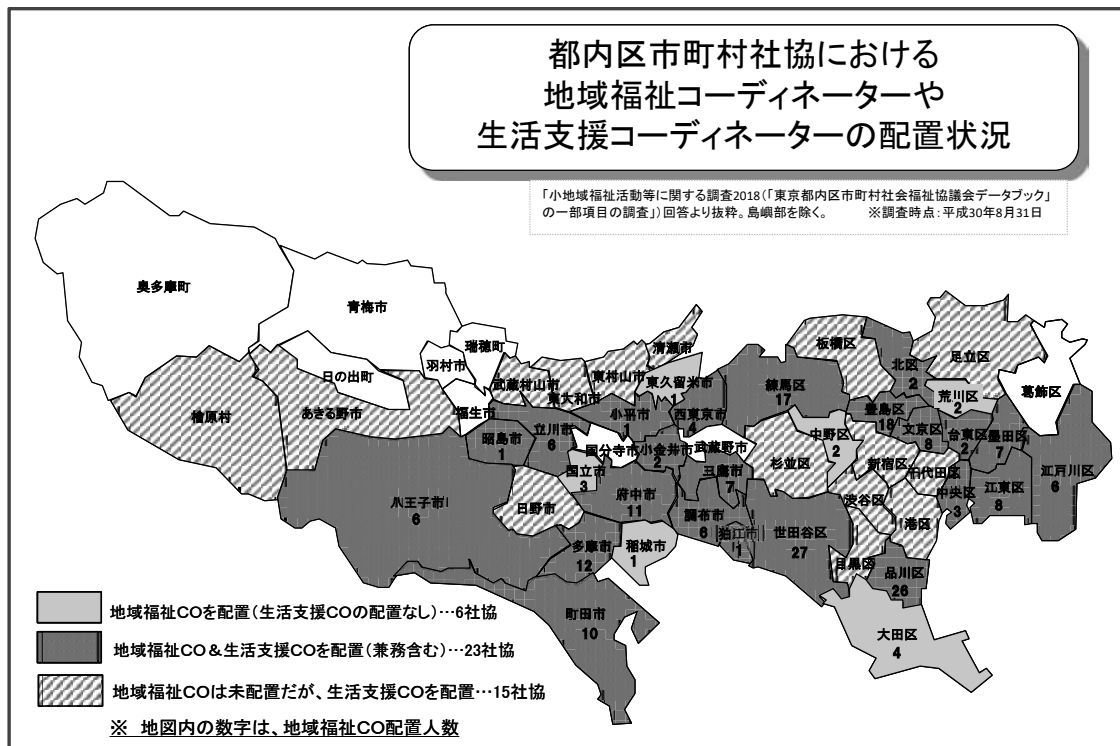
### （区市町村社協における地区担当制との関係）

- なお、これまで都内の相当数の区市町村社協において、いわゆる「地区担当制」が取り入れられてきた。これは、各区市町村域をいくつかの小・中圏域に分け、社協内のすべて（または一定数）の職員が自らの担当部門を超えて、一定の地区を担当した上で、地区内のきめ細かな地域ニーズの把握や地域関係者との顔の見える関係づくりを図るというものである。こうした取組みは、上記のような地域福祉コーディネーターの役割をサポートするものとして極めて有効と考えられる。

### （生活支援コーディネーターとの関係）

- なお、今後、都内各地域において地域福祉コーディネーターの設置を進めるにあたっては、とくに介護保険制度における生活支援コーディネーターとの関係をどのように考えるかが問題となる。この点について基本的には、生活

支援コーディネーターについても、地域福祉コーディネーターと同様に、必ずしも高齢者分野に限定せず、柔軟に地域支援（資源開発やネットワーク構築等）や個別支援（ニーズと資源のマッチング）に取り組むことが期待される。そのためには、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターを兼任で配置し、包括的に両方の業務を行うという方法も考えられる。一方で、注意を要するのは、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターが配置される場合、他の職種と実質的に兼務体制となり、介護予防ケアマネジメント等の業務に追われ、地域支援の役割を果たせなくなる傾向がある。そのため、こうした場合には生活支援コーディネーターとは別に、区市町村社協等に地域福祉コーディネーターを配置した上で、両者が密接に連携する体制を確保することが強く求められる。



- 31年3月現在、東京都内の62社協のうち、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの両方が配置されているのは23社協、地域福祉コーディネーターのみが配置されているのが6社協、生活支援コーディネーターのみが配置されているのが15社協となっており、44社協にどちらかのコーディネーターが配置されている。残る18社協でも、コーディネーターの配置に向けた動きが進んでいるところも増えており、今後、ますます地域福祉コーディネーターとなる人材の養成が急がれるところである。

#### （地域福祉コーディネーターの養成）

- 地域福祉コーディネーターの養成については、専門職種（社会福祉士等）のあり方に関する検討を進める必要がある。多くの専門職と協働しつつ、他の専門機関の対象にならない、あるいは単独では対応できない困難なケースに対応するためにも、高い専門性が求められる。最低限、国家資格である社会福祉士等の取得を必須にするべきであるし、養成課程（カリキュラム）や試験内容もそれに応じたものに改定する必要がある。また、区市町村および都道府県レベルにおける地域福祉コーディネーターを対象にした初任者研修および現任研修の体系的な整備がきわめて重要かつ喫緊の課題である。地域福祉コーディネーターに求められる資質と職務内容から、研修の内容は事例検討や演習を中心とした実践的なものとする必要がある。さらに、定期的な研修機会を整備するだけでなく、日頃から各地域や職場におけるOJTやスーパービジョンの体制が作られることや、地域福祉コーディネーター間（区市町村エリア内およびエリアを超えて）の交流や情報交換を行うことのできる態勢づくりが重要かつ有効である。
- なお、社協に地域福祉コーディネーターを配置する場合には、すべての社協職員が、それぞれの担当業務の役割と特性を活かしつつ、地域に関わるものだという意識を持ち、地域福祉コーディネーターをフォローし、協力しあいながら、社協全体で地域づくりに取り組むことが重要である。また、地域福祉コーディネーターがチームでケースに取り組める体制をつくることも大事である。

#### （「地域人材」の重要性）

- これからの地域共生社会づくりにおいては、中心的な役割を果たす地域福祉コーディネーターとは別に、地域福祉コーディネーターと密接に連携しつつ、地域において地域住民等の活動を側面から支援したり、公的なサービスにつなげる役割を果たす「地域人材」がいかに厚く地域で活躍するかが重要であ

る。その最たる存在が民生児童委員であるともいえるし、有志の住民による福祉協力員等の存在も有益である。また、今後は社会福祉法人等の事業所の職員が地域における公益的な取組みの一環としてそうした役割を果たすことも大いに期待される。そしてそれ以外にも、今後は地域住民やボランティア、NPO、企業等の中からもそうした役割を果たす人材をいかにして見つけ、協働していくかが重要である。



## 複数の個別相談から地域のニーズを発見し サロン活動へつながっていったケース（豊島区）



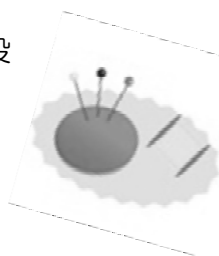
### 個人の困りごと 同じ地域で暮らす3人の住民の相談がCSW(※1)寄せられていた

- ・ Aさん 60代の女性。独居で部屋は荷物であふれている。エアコンがなく、日中室内温度は40℃近い。区民ひろば(※2)の事業になじみがない。
- ・ Bさん 90代の女性。独居で軽度の認知症がある。毎日区民ひろばに通うことで生活リズムを保っている。
- ・ Cさん 80代の女性。家族と同居しており、区民ひろばの事業によく参加しているが、精神的に不安定な面がある。

➡ Bさん、Cさんが通う区民ひろばが改修工事で1か月閉鎖することになった

### 共に考える 「地域につどいの場が必要」という共通ニーズを発見

- ニーズをふまえて、CSWから区民ひろばに相談し、課題を共有し、解決に向けた取組みを企画・提案しました。区民ひろばと役割分担して準備し、参加してほしい方への呼びかけを行いました。
- つどいの場をつくり、参加者が趣味や特技を生かせる取組みや役割を持って地域に貢献できる取組みを検討しました。



### 活動開始 手芸を中心に手作業をする「手仕事の会」を実施

- Aさんにとって、区民ひろばがなじみの場になり、参加者は作業をすることで精神的に落ち着いた時間を過ごせるようになりました。また、完成した作品をCSWの広報活動に活用するようにしました。
- ➡ 参加者から「人の役に立つことをしたい、活動を続けたい」との声があがる

### 新たなつながりの創出 誰もがつながり参加できる“おたがいさま”の活動へ

- 「手仕事の会」の活動後に立ち上げた「きんぎょサロン」では、作品をバザーなどで販売して、その収益を子ども支援団体に寄付することになり、社会貢献の場、だれもが参加しやすいつどいの場として継続することになりました。
- 特技を生かした活動が生きがいになり、参加者同士が日ごろ声を掛け合う関係へと変化しました。また、関係機関や施設等の団体と連携した活動も行っています。子ども支援団体と一緒に実施した世代間交流イベントの際には、障害のある方が自分の得意な折り紙を子どもに教えることで、地域参加するようになりました。

※1 CSW＝コミュニティソーシャルワーカー

※2 区民ひろば＝小学校区単位に設置された世代を超えた交流、地域活動の拠点



## 地域で活動する方の思いをつなぎ 子ども・若者・オトナの居場所と出番づくりに取り組んだケース（立川市）

### 地域の困りごと 地域で活動や事業に関わる方からニーズが寄せられていた

- ・子ども会関係者：「子ども食堂」が話題になっているが、この地域に食べられない子どもがいるのならおにぎりでも作ってあげたい。
- ・介護保険関係者：地域に住む若者が要支援者への地域資源にならないか。地域の中に居場所と出番があり、支える・支えられる関係ではない活動ができないか。
- ・主任児童委員：地域で生きづらさを抱えている子どもや保護者が行く場所があったらいいと思っている。
- ・ひきこもりの若者の支援者：母親や若者が孤立しないための地域活動をやりたい。

### 共に考える 住民と地域の関係団体と懇談を重ねる

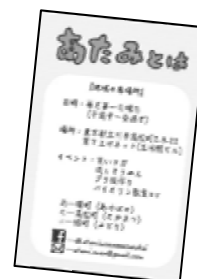
- 検討する構成メンバーとして、引きこもりの若者の支援者、地域包括支援センター、主任児童委員、子ども会関係者、自治会関係者、児童館、まちづくりに興味がある大学生、地域福祉コーディネーターの8者を選定しました。
- 活動グループの名前を曙町、高松町、緑町の頭文字をとり「あたま」として、市内6圏域の一つである第3地区全域をカバーすることを共通認識としました。
- 困りごとをかけ合わせ、やりたいことを持ち寄る形式で「無形の資産づくり」を試行することにしました。

### 活動開始 居場所「あたま」の立ち上げ

- ひきこもりの若者を支援するNPO法人の協力を得て拠点とすることになりました。また、大学生がチラシを作成し、各メンバーがそれぞれのコミュニティで情報周知。子ども育成課の協力で学童保育所にチラシを配布しました。
- イベント等でボランティアが必要な時には、出番求人票を作り、地域住民にボランティア協力を求めました。

### 新たなつながりの創出 多様な主体と世代がつながる活動へ

- メンバーがそれぞれのホームグラウンドでPRすることで地域に知られるようになりました。学校や地域の関係機関が気になる子どもにも「あたま」への参加を呼び掛けてくれるようになりました。
- 児童館行事に地域包括支援センターに登録しているボランティアが手伝いに行ったり、若者主体のパソコン相談会にネット販売で買い物したい高齢者がケアマネジャーと相談に行くなど、多様な主体と世代のつながりができつつあります。



## 4 社会福祉法人の地域公益活動、民生児童委員活動との連携・協働

### (東京都地域公益活動推進協議会による取組みの推進)

- 多くの社会福祉法人は、これまでも地域におけるさまざまな課題に制度の枠を超えて柔軟に対応してきたが、28年4月、社会福祉法の改正によりすべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組」を行うことが責務化された。今後はそれをさらに一歩進め、地域で見逃されたり、対応が困難とされている課題に積極的に取り組むことが期待される。
- こうした状況をふまえ、東社協では28年9月、「東京都地域公益活動推進協議会」を設立し、以下の3層での取組みを推進している。すなわち、①各社会福祉法人による取組み、②地域（区市町村域）の連携による取組み、③広域（東京都全域）の連携による取組み、である。このうち、とくに②の地域公益ネットワークを活かした取組みについては、高齢・児童・障害等の分野を超えて多様な法人が地域ごとに集結し、行政や社協とともに地域に潜在しているニーズを分析し、持てる知恵と力を出し合っ、貴重な実践が各地で開始されつつある。こうした社会福祉法人による取組みは、これまで述べてきたような地域共生社会づくりの取組みと趣旨、目的を同じくするものであり、その貴重な一翼を担うことが強く期待される。



- 31年3月現在、東京都内の62区市町村のうち、39地区で地域公益ネットワークが立ち上げ済みであり、12地区で立ち上げ準備中となっている。

#### (地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取組み～アンケートから～)

- 30年9月に東京都社会福祉協議会施設部会会員施設・事業所（以下、「施設等」）3,528か所を対象とし、各施設等が東京らしい地域共生社会づくりに資することを目的としてアンケートを実施し、1,052か所から回答を得た（※調査結果の詳細は巻末に掲載する）。調査結果によると、「施設等で提供しているサービスや支援では対応できていない地域課題」について、56.0%が「把握したことはない」と回答した。地域共生社会づくりを進めるにあたり、設備や専門職を有して地域で社会福祉事業を展開している施設等の関わりが期待されるが、全体の半数以上が地域課題を把握していない状況であり、今後、まずは地域の住民や関係者と共に施設等が課題を把握・共有できる取組みが求められる。
- 課題を把握したことがある施設等の課題への対応は、「適切な専門機関につないだ」が41.4%、「地域の福祉関係者と協議・対応した」が38.3%であり、専門機関や関係者との連携により対応している場合が多く、自らの取組みにより対応している施設等は多くない。また、地域の課題に積極的に対応していく取組みを進めるにあたっての課題として、79.0%が「施設、事業所内の事業で多忙であり、人手が足りない」と回答している。そうした状況の中、今後、地域の課題に積極的に対応していくために必要な取組みについて、「地域の福祉関係者や社会福祉法人のネットワーク等と連携する」が75.9%であった。制度では支援できない「狭間の課題」について、その把握に至っていない、または把握していても課題のもとで十分取り組めていない施設等が新たに取組み始めるには、単独では限界があると考えられる。福祉、医療、教育、就労等のさまざまな関係者との連携を図る取組みや社会福祉法人のネットワーク化を推進していくことが有効といえる。

#### (社会福祉法人による地域公益活動と地域公益ネットワーク化への挑戦)

- 実際に、課題を把握し、個々の法人や複数の法人が連携したり、区市町村域のネットワークで取り組んでいる施設等も多数ある。都内で先行している事例をあげると、ある地区では、各法人の事業所がそれぞれ「福祉なんでも相談」の窓口となり、多くの地域のニーズを受け止め、個別の事業所では対応できないような問題に対してもネットワークを活かした協働体制の中で解決に取り組んでいる。また、別の地区では、法人・事業所がそれぞれの得意分

野や資源・設備等を活かして、地域住民が自由に集えるふれあいサロンや子ども食堂を開設し、そこに住民ボランティアの参加も呼びかけている。さらに、地域住民に食品の提供を呼びかけ、各事業所で受取り、それを子ども食堂等に活かすフードドライブに取り組んでいる地区や各法人が引きこもり等の方の就労訓練や就労体験を受け入れる中間的就労に取り組んでいる地区もある。こうした取り組みは、行政や社協、地域福祉コーディネーターだけが中心となって進めるのではなく、日頃の福祉サービスの提供等を通じて住民から信頼を得ている社会福祉法人が積極的に関与することにより、大きな広がりや成果を期待することができる。

- こうした社会福祉法人による地域公益活動は、小地域～中圏域での個別の法人による活動から、中圏域～区市町村圏域での各法人が協働するネットワークによる活動まで考えられるが、いずれも、行政、社協をはじめとする関係機関、そして地域福祉コーディネーターと密接に連携することにより、地域の中をつなぎ、新たな活動を生み出していく大きな可能性を持っている。また、縦割りになりがちな多分野・多機関の間に“横串”を通す存在として、今後、地域で社会福祉法人が果たしていく役割はますます高まってくると思われ、ネットワークが地域で役割を果たしていけるよう、所轄庁による支援も期待される。

#### **（民生児童委員、民生児童委員協議会への期待）**

- 民生児童委員は、これまでも住民に一番身近なところで、支援を必要とする住民や地域の福祉課題に親身になって寄り添ってきた。しかし、いわゆる8050やダブルケア、ごみ屋敷やひきこもりに象徴されるように、今日では課題がより複雑化・困難化し、個人としての民生児童委員の力で対応することは難しくなりつつある。そうした状況に対応するためには、民生児童委員にはこれまで以上に地域のさまざまな機関や活動と連携することが求められている。
- このように、民生児童委員にはこれまで以上に重要な役割が期待されるが、個人の民生児童委員の力だけでは限界があり、関係機関との連携により役割を分担、軽減したり、活動をサポートする体制が重要である。また、これまで民生児童委員の活動は、個人の資質向上が重要な課題とされ、研修や事例検討等に力を入れて取り組まれてきた。今後はそれに加え、近隣の民生児童委員同士がチームで動くことが一層重要になると考えられる。チームを組むことで支援力が高まり、個人では対応が難しかったケースや制度の狭間に取

り残された人たちへの支援を行うことができるようになる。また、民生児童委員には、ニーズを発見して関係機関に「つなぐ役割」だけではなく、ニーズの解決に向けて「寄り添う支援」も求められており、チームで動くことにより、継続した支援が可能になると思われる。

#### （民生児童委員協議会と社会福祉法人の地域公益ネットワークが連携することの意義）

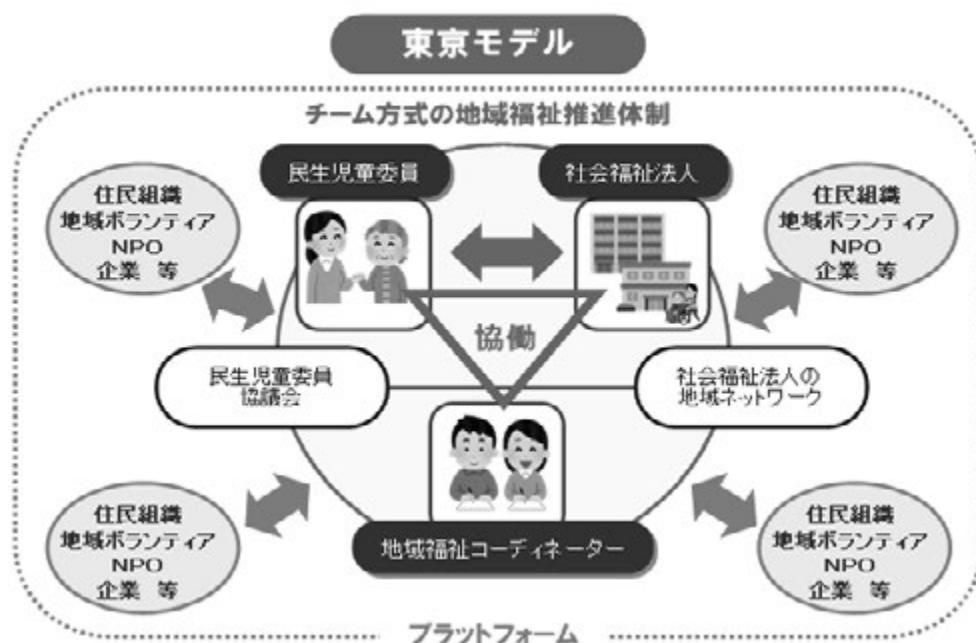
- 上記のように、民生児童委員と社会福祉法人はともに、これからの地域共生社会づくりにおいて掛け替えのない貴重な存在になると思われる。そして今後は、この両者がこれまで以上に密接に連携することにより、さらに大きな役割を果たすことが期待される。社会福祉法人にはこれまでに培ってきた高い専門性と豊富な人材、資源・設備があり、民生児童委員には地域住民との信頼関係、自治会・町内会等との協力関係、行政や社協等との強いつながりがある。これらそれぞれが有する強みを地域の中でいかにしてつなげて有効に機能させていくか。地域共生社会づくりの成否はこの点にかかっていると一言しても過言ではないと思われる。
- 今後、社会福祉法人と民生児童委員の連携・協働体制を構築していくためには、個々の法人・事業所と民生児童委員の間で協力関係をつくるだけでなく、都内各地で進む社会福祉法人の地域公益ネットワークと民生児童委員協議会が組織的に連携し、協働プロジェクトを立ち上げることなどが考えられる。また、小地域圏域や中圏域においては、両者と住民組織、相談支援機関などを含めた定期的な会合を開き、地域の課題を共有し、必要な資源や活動の開発につなげていくことが有効である。

#### （チーム方式の地域福祉推進体制の構築 ～「東京モデル」の提起）

- このような社会福祉法人と民生児童委員の連携・協働体制を構築していくにあたっては、地域福祉コーディネーターがその結節点としての役割を果たすことが重要である。社会福祉法人が地域でネットワーク化を図るにあたっては、多くの地区で社協が世話役的な役割を果たしているが、今後は、そこに民生児童委員協議会の参加を得て、社会福祉法人と民生児童委員の双方の強みを活かした活動や取組みを検討することが考えられる。
- 前述の施設等に対する調査において、「地域福祉コーディネーターに期待する役割」を問う設問では、「ニーズを解決するための地域のネットワークを構築する」が 66.3%と一番高く、「住民のニーズ、地域のニーズを把握する」

が 62.6%、「公的サービスだけでは解決できないニーズを住民や関係者等につなげ、協働して解決を図る」が 60.5%と続いた。一方「期待することはない」は、0.8%と非常に少なく、多くの役割が期待されている。また、「民生児童委員と連携した取組みがある」施設等は 34.9%であり、地域福祉コーディネーターによる積極的なコーディネートが期待される。

- さらに、より小地域圏域での連携を進めるためには、地域福祉コーディネーターが調整役となり、両者の協働・協力関係のもと、個々のニーズや課題に丁寧に対応し、解決を図ることが期待される。地域福祉コーディネーターが小圏域でこうした役割を果たすことにより、そこで解決できない課題を中圏域や区市町村圏域につなげた場合にも、社会福祉法人の地域公益ネットワークや民生児童委員協議会の協力体制が効果的に機能し、多様な関係機関が協働するプラットフォームにより解決を図ることが可能になるものと期待される。
- 東京におけるこれからの地域共生社会づくりにあたっては、「民生児童委員協議会—社会福祉法人の地域公益ネットワーク—地域福祉コーディネーター」の3者の堅固な連携・協働体制がいわば「チーム方式の地域福祉推進体制」（「東京モデル」）の中核となって機能し、さらに住民組織や地域ボランティア、NPO、企業等のさまざまな関係者との協働を深め、ハイブリッド（異種混交）でダイバシティ（多様性尊重）型の“共創”社会をめざしていくべきである。



## 社会福祉法人による地域公益活動の取組み事例 1

大田区社会福祉法人協議会 × 大森東地区民生児童委員（大田区）

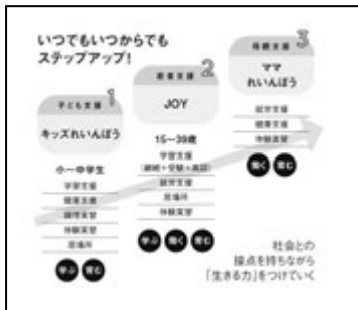


### おおたスマイルプロジェクト

### 生きる力を身につける！体験型の学習支援「れいんぼう」

○平成 27 年 7 月に発足した大田区社会福祉法人協議会「おおた福祉ネット」は、ネットワークで福祉の“縁（えん）をむすぶ”存在になることをミッションとし、大田区内に施設・事業所を持つ社会福祉法人が活動しています。

○同年 10 月、この一環として、複数法人が強みを活かして、地域の福祉的課題に連携して取り組む「おおたスマイルプロジェクト」の最初の取組みである体験型学習支援



「れいんぼう」がスタートしました。子どもに社会と接点を持ちながら生きる力を身に着けてほしいと考え、「児童・大洋社」「高齢・池上長寿園」「障がい・大田幸陽会」「大田区社会福祉協議会」の 4 つの社会福祉法人が協力して、子ども支援「キッズれいんぼう」を運営しています。また、他にも複数法人が連携し、若者支援「JOY」、母親支援「ママれいんぼう」も実施されています。

○子ども支援「キッズれいんぼう」は、大田区在住のひとり親の子どもに対して、子どもの居場所の確保を含む体験型学習支援事業を行っています。「学ぶ」「食べる」「働く」「体験する」4 つのプログラムを 2 か所で実施しています。

○30 年度は、体験プログラムの新たな取組みとして「子ども民生委員」に取り組みました。未来の福祉人材の育成を目的に、子どもたちが地域の身近な相談相手として住民の立場で地域福祉の推進を担う民生児童委員の活動を学ぶことで「自分の住む地域や福祉について考えるきっかけをつくりたい」との思いで企画しました。全 3 回の企画は、大森東地区民生児童委員と社会福祉法人善光会の協力を得て進めました。

○第 1 回は、大洋社のスタッフの劇と民生児童委員の解説で福祉や民生委員の活動を、善光会の職員から介護の仕事や高齢者施設での暮らし等を学び、高齢者疑似体験で体感しました。また、民生児童委員協議会の会長から委嘱状をもらい、民生児童委員のキャラクター「ミンジー」のバッジを胸に活動をスタート。第 2 回は、特養「フローズ東糶谷」を訪問し、利用者の方に盆踊りを披露したり、メッセージカードを手渡して交流することでコミュニケーションの大切さを学びました。第 3 回は、蒲田駅前で大森東地区民生児童委員の皆さんと一緒に大田区社協の「歳末たすけあい募金」に参加。通る人がたくさん募金してくれて嬉しかったと感想を話す子もいました。

○複数の法人とともに、民生児童委員が連携したからこそ実現した、子どもたちの心に響く、未来につながる活動です。





## 社会福祉法人による地域公益活動の取組み事例 2

社会福祉法人龍鳳 × 氷川台自治会（東久留米市）



### 社会福祉法人と自治会の協働

### お互いの需要と供給の「いいとこ取り」で共生社会づくり

- 重度の知的障害者の方が暮らす福祉施設である社会福祉法人龍鳳「ライフパートナーこぶし」は、障害・高齢・子どもなど、地域の誰もが自然に支えあって暮らせる「共生社会」を目標としています。
- 平成23年に前施設長が着任当初、近隣住民からの騒音への苦情に対し謝罪することも多いなか、施設がある地域の氷川台自治会に声をかけたところ、自治会への加入を勧められ、入会したことから関わりがスタートしました。はじめはお互いのイベントに参加する程度の交流でしたが、数年後、話し合う中で双方のニーズを理解し、補い合いながらやりたいことに協働して取り組む関係に変わっていきました。
- 施設は、障害がある利用者が社会参加し、地域に貢献できる機会を求め、自治会は、安全・安心のまち、ふれあいの場を求めています。例えば、施設には、利用者が製造しているお菓子やサンドイッチがあり、利用者や職員が販売することで社会参加をしたいと考えていました。自治会は、住民・高齢者のつどいの場づくりを進めており、交流カフェや、認知症カフェで原価でお菓子等を提供させていただく関係ができました。また、災害時のことは、施設利用者の避難、地域の高齢者の緊急避難場所の確保等、共通の課題があり、災害時支援協定を結び、お互いに助け合う関係づくりが進められました。
- 氷川台自治会は、見守り活動「わんわんパトロール」や、空き地有効活用「地域開放農園」、子育てサロン「ひよこの会」、空き家有効活用「学生向けシェアハウス」等、地域のために積極的に活動を展開している自治会です。そのような中でも、地域の高齢者のお出かけやお買い物をサポートする移動支援など、自治会だけでは解決が難しい課題もありました。話し合う中で、施設は空き時間や閉所日に車両を提供しますが、職員が継続参加することは難しいことから、車の運転は住民にお願いし、コミュニティバスの運行が実現しました。
- 施設と自治会が、お互いを知り合い、話し合い、一方通行の社会貢献ではなく、お互いが求めていることを理解し、お互いにできることから実行することで地域づくりの実践が進められています。連携・協働で作られた関係から、自治会が地域の高齢者に配布する敬老のお祝いのお菓子はライフパートナーこぶしに頼もうといった動きにもつながり、相互に活かし合う関係のなか、誰もが暮らしやすい地域を目指しています。



## 5 ボランティアやNPO活動等と（地縁型）地域活動の協働

### （1）地域共生社会づくりにおけるボランティアやNPO活動等の意義

#### （地縁型組織への期待と課題）

- 第1章で述べたように、地域共生社会づくりを進めるにあたって最も大切なことは「住民主体」を徹底することであり、そのためには自治会・町内会等の「地縁型組織」の役割に期待するところが大きい。それは、地縁型組織が住民相互の連帯感を基礎とし、「自分たちの地域をよくしたい」という共通の思いに支えられるものだからである。こうしたいわゆる“自治意識”あるいは“共同体意識”が、住民主体による地域共生社会づくりの原動力になるといえるが、一方で、現在の自治会・町内会等は組織率の低下、構成員の高齢化といった深刻な課題に直面している。
- とりわけ東京のような大都会の都心部では、人口の移動が激しく、生活圏である地域の中にも多様な生活歴や国籍、文化、習慣、価値観等を有する人々が高密度に混在する。また、地域生活の基盤である住宅環境は、セキュリティやプライバシーが高度に保護された大規模タワーマンションが林立する等、集合住宅化が一層進行し、地域住民は相互理解はおろか、互いに挨拶をしあう程度の顔見知りになることすら難しい状況にある。
- こうした困難な状況に自治会・町内会が今後どのように対応していくかが重要であることはいうまでもない。しかし一方で、現在の社会状況を考えると、地縁型組織の役割ばかりに過剰に期待しすぎることは適切ではないだろう。そこで考えるべきもうひとつの重要なアプローチとしては、ボランティアやNPO、社会貢献活動に取り組む企業、大学、当事者団体等に、これまでも増して地域に密着した地域共生社会づくりに積極的に参画し、貴重な役割を果たしてもらおうことだろう。

#### （「多様性の価値」を活かした地域づくり）

- そもそも、めざすべき地域共生社会の本質は、年齢や性別、社会的な立場や属性、国籍や民族、障害の有無、価値観や過去の生活歴など、あらゆる違いを受け入れ、互いに尊重し、それらを「多様性の価値」として積極的に活かすことにある。それにより、だれもが尊重され、安心と生きがいをもって暮らしていける地域社会づくりを進めることが可能となる。そう考えれば、

その推進を図るにあたって、地縁型組織であれ、ボランティアやNPO、企業であれ、「地域の課題を解決しよう」、「だれもが暮らしやすいよりよい地域をつくろう」との一点において思いや志しを共有するかぎりは、違いを乗り越えて手を携えられないはずがないし、その協働こそがすでに地域共生社会の貴重な一部を成すともいえる。

- したがって、「地域共生社会づくりの基本は『住民主体』にある」という場合の「住民」についても、その地域に居住する個人や世帯だけを指すものと狭い意味で捉えるべきではない。その地域への通勤、通学者はもちろん、ボランティアやNPO等の活動者、あるいはプロボノ活動を行う企業人、社会貢献活動に取り組む企業自体や商店等、何らかの形で、あるいは縁があってその地域に関わりや関心を持つすべての人と組織が地域共生社会づくりの主役といえる。
- 今後、東京らしい地域共生社会づくりを進めるにあたっては、町内会等の伝統的な地縁型組織を中心にした取組みに加え、後述するようなボランティアやNPO等の活動の意義と強みを積極的に活かし、地域において両者を適切につなげ、融合させる取組みが強く期待される。そうした方向性は、地縁型組織にとっては、組織率の低下や担い手の高齢化による活動の停滞という課題の克服につながり、他方、ボランティアやNPO、あるいは社会貢献活動に取り組む企業等にとっては、地域住民のニーズと生活課題に密着した効果的な活動の開発と展開に資するといえる。
- また、住民同士が顔見知りになる機会すら乏しいマンション等の集合住宅において“地域づくり”を進めるにあたっては、管理組合が外部のボランティアグループ等と連携・交流することを含め、マンション住民が関心を持ちやすいテーマや課題を設定して取組みを行うことは有効と考えられる。

## (2) 地域福祉コーディネーターとボランティア・市民活動センターの協働

### (ボランティア・市民活動センターが培ってきたもの)

- 東京では従来から、近隣関係の希薄さに象徴される都市型の市民意識をふまえ、区市町村ごとに設置されたボランティア・市民活動センター、あるいは東京ボランティア・市民活動センターが中心となり、主に日常生活圏域を超えた広域をフィールドとして、ボランティアやNPO、企業の社会貢献活動の推進に力を入れてきた。また、こうしたセンターは、狭い意味の福祉領域

を超えて、差別や排除を受けやすい社会的少数者の問題、災害対応、当事者活動の組織化と推進、福祉教育等々、社会の新たなニーズや埋もれがちな課題を敏感にキャッチし、多様なネットワークを活かして柔軟に取り組んできたといえる。今後はさらに、これまでの実績と経験、培ったネットワークを活かして、より生活に密着した小地域において多様なボランティアやNPO等の活動を推進することが期待される。そしてその際、上記のように地縁型組織によるまちづくりの取組みとできるかぎり協働し、相乗効果をあげることが有効かつ重要と考えられる。

- こうした取組みを効果的に進めるためには、従来からのボランティア・市民活動センターと、新たに配置が進む地域福祉コーディネーター（CSWや生活支援コーディネーター等を含む）の役割の整理と協働のあり方をあらかじめ明確にする必要がある。

#### （地縁型の活動とボランティア、NPO活動等の意義と特徴）

- ここであらためてボランティア・市民活動センターが主として支援・調整の対象とするボランティア、NPO活動等と、地域福祉コーディネーターが主として支援・調整の対象とする地域活動の関係を考えると、どちらも社会や地域をよくしようという市民・住民の自発性に基づく無償の行動という点で共通するが、特定の地域を超えて共通する問題意識や関心のもとに取り組みられるボランティア活動の方がやや広い概念といえるかもしれない。一方、特定の課題・テーマや問題意識ありきではなく、住民意識、共同体意識に基づき地域社会そのものをよくしようとする地縁型の地域活動にも独自のフィールドや行動原理があり、とりわけ住民主体の地域づくりを進めるにあたっては、多くの強みや利点を発揮することが期待される。
- 地縁型の地域活動は、「自分たちの地域を自分たちで住みよくする」ことが共通の目的であることから、地域住民の多くに共通する、あるいは共感を得やすい課題には、地域全体の合意形成を図りつつ大きな力を発揮しやすい。防犯や防災、公園整備などの環境美化、交通安全、ごみ処理問題などがその典型である。また、そうした活動は地域に根ざしたものであるだけに、生活に密着したきめ細かなニーズの把握や、継続的な息の長い見守り活動などに適しているといえる。さらに、地縁型の活動は、親から子へ、子から孫へと世代を超えて長いスパンで地域の文化や伝統などを伝承する力を有しており、今後は地域の子どもたちに対する福祉教育や共生の意識を育む取組みも期待される。

- 一方で地縁型の活動は、地域の中でも特定の少数の人にしか関わりがないような問題に対しては、対応が困難になりがちである。また、住民意識の中には、外国籍の人などの見知らぬ少数者や障害者などのなじみのない人たちを無視したり排除する気持ちが生じやすいが、そうした問題にどのように対応していくかも地縁型の地域活動にとっては難しい課題である。
- それに対して、ボランティアやNPO活動等は、必ずしも“地縁”や“地元意識”に関わらず、社会や地域に存在する多様な社会問題や生活課題に着目し、各々の問題意識や使命感に基づき自由なスタンスとアプローチにより、よりよい社会あるいは地域社会の実現を図るところに特徴がある。そしてそこには、だれもが自分の問題意識や関心事に沿って自由に取り組みするという参加のしやすさ、テーマに沿ったノウハウや専門性の発揮しやすさ、企業や大学等の多様な関係機関との協働のしやすさといった強みがある。また、いわゆる中間支援機能を発揮して、多様な活動主体を生み出す力が強いことも、ボランティアやNPO活動の特性といえる。
- 一方で、ボランティアやNPO活動は、取り組むテーマや課題によって、共感して参加する人が少数に限定されがちであったり、関心が薄れたら止めてしまう人も少なくなく、活動が安定しにくいといった課題もある。

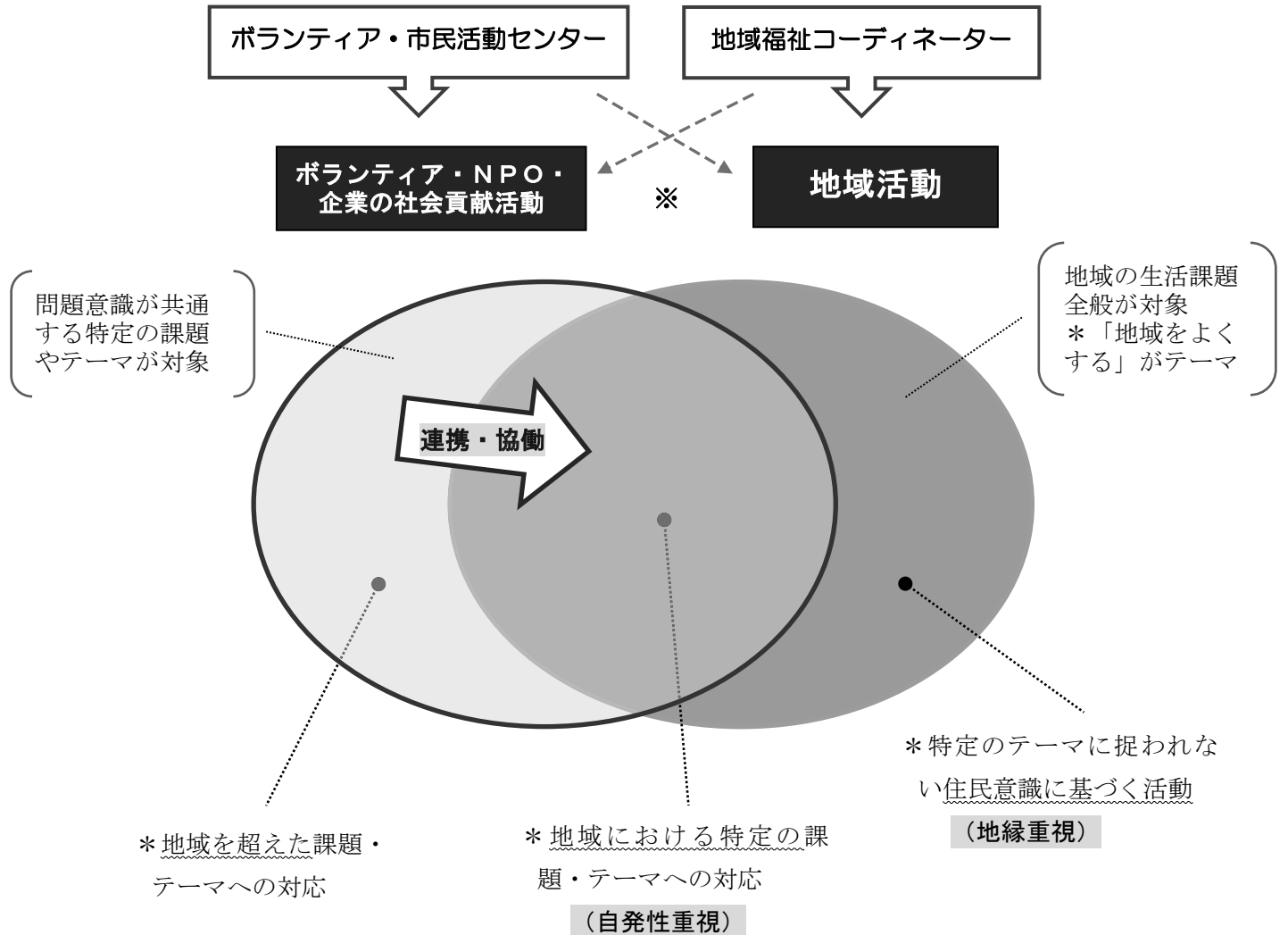
#### **（地域福祉コーディネーターとボランティア・市民活動センターの協働により広がる可能性）**

- ボランティア・市民活動センターは、今後こうした課題を克服しつつ、強みを最大限に活かして、これを小地域の生活圏域における地域活動につなげ、地縁型の活動と協働させることにより、地域活動に新たな可能性をもたらすことが期待される。とくに東京では、地域に対する共同体意識や住民意識が希薄なことも少なくなく、できるだけ共感を得やすい具体的な地域課題やテーマを投げかけた方が効果的ということもある。
- たとえば、都内のいくつかの地区では、ボランティア・市民活動センター等が広く市民に参加を呼びかけ、たとえば「地域福祉協働推進員」、「ほっとネット推進員」等の名称で登録した市民が地域ニーズと自由な発意に基づいた地域活動に取り組んでいる。あるいは、企業の社員やOB・OG等に企業活動の中で培ったスキルやノウハウを地域活動等に伝えてもらう活動（プロボノ活動）を推進する取組み等も見られる。こうした取組みは、地域に根差した新しいボランティア・地域活動の方向性と可能性を示唆しているものとい

える。

- 今後、地縁型の地域活動とボランティアやNPO等の活動が双方の持つ特徴や強みを活かしつつ、いかにして住民主体のよりよい地域づくりを進めるか。とりわけ東京では、地域の住民関係の希薄化や地縁型組織の脆弱化が叫ばれる一方で、多様なボランティアやNPO、企業の社会貢献活動等が展開されている。そうした状況をふまえるならば、今後、地域福祉コーディネーターとボランティア・市民活動センターがそれぞれの役割を着実に果たしつつ密接に連携することは、東京らしい地域共生社会づくりを進める上で重要な成否の鍵を握るといっても過言ではないであろう。
  
- そのためには、ボランティア・市民活動センターが、NPOや企業、大学、当事者団体等との連携を一層強化しつつ、地域社会で見過ごされがちな課題をみつけ、それを地縁型の地域活動につなげていく。一方、地域福祉コーディネーターは、身近な地域において町内会等の地縁型組織だけでなく、ボランティアやNPO等も参加しやすいようなプラットフォームを作ることにより協働の雰囲気と体制づくりに努める。この双方が協働することにより大きな可能性が広がるに違いない。

〔ボランティア・NPO等の活動と地域活動の関係のイメージ〕



※ 実際には、地域の実情に応じて、ボランティア・市民活動センターが住民の地域活動を支援したり、地域福祉コーディネーターが（地域を超えた）ボランティアやNPO活動につなげるといった相互乗り入れが柔軟に行われる。

## 6 地域社会で差別や排除を受けやすい人に対する障壁を取り除き、真の地域共生社会をつくるために

### (1) 地域社会で差別や排除を受けやすい人に対する障壁を取り除くための取り組み

#### (地域社会における差別や排除等の現状)

- 「ニッポン一億総活躍プラン」は、めざすべき地域共生社会について「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる」社会としている。そして、そのためには「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」するとしており、そこでは特定の人を排除することがあってはならないといえる。しかし、現実の地域社会においては、障害者、認知症高齢者、外国にルーツがある人、LGBT、ひとり親、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者、被虐待児、社会的養護を受けて育った人、発達障害が見過ごされてきた人等の生きづらさを抱えている人に対する社会的な差別や排除、あるいは無視や無配慮という見えないバリアが存在する。

#### (障害者分野における差別や排除等)

- 例えば、障害者に対する地域社会の理解は以前より進み、障害者が外出したり、働いたり、社会参加をすることは当たり前と受け止められるようになってきた。しかし、地域福祉の取り組みはともすれば高齢者のことが主体となることが多く、障害者のことは置き去りにされがちである。また、以前より理解は進んでいるものの、障害者に対する差別や排除の意識は根深く残っている。
- 障害者分野における近年の衝撃的な事件である津久井やまゆり園事件の犯人は、「障害者は不幸を作ることしかできない」と決めつけ、障害者を社会的に価値のない存在として抹殺しようとした。この容疑者の思考で最も恐ろしく、最大の誤謬といえるのは、それが障害者であれ誰であれ、誰かの人としての価値や存在意義を他者が勝手に決められることができると考えたことにある。旧優生保護法による強制的な不妊手術にも同じことがいえる。あるいはLGBTの人を「生産性がない」とする発想にも通じるが、人の価値を勝手な尺度や価値観で他者が決めつけることが許される社会ほど、すべての人にとって恐ろしく、不安定な社会はない。それは地域社会においてもまったく同様



である。

- 障害者権利条約は、その一般原則として「差異の尊重」と「人間の多様性の一部としての障害者の受入れ」を謳っている(第3条)。そして第19条では、障害者が「地域社会で生活する平等の権利を有すること」及び「地域社会に完全に包容され、参加すること」を規定する。
- 社会の多数派だけを正当な構成員、メンバーとしていては、“共に創る”地域共生社会にはなり得ないだろう。「障碍のある人も、介護が必要なお年寄りも、小さな子どもも、外国籍の人も、全ての人が必要な支援を受け、地域に包み込まれ、役割をもって、生き生きと暮らす」(日本地域福祉学会第20回大会：2006より)。このインクルージョン(社会的包摂)の実現が地域共生社会づくりの最大のテーマともいえる。

#### (差別や排除等をなくすための取組み)

- 今後、地域共生社会づくりを進めるにあたって、インクルージョン(社会的包摂)の実現を図るためには、地域において生きづらさを抱えている人に対する差別や排除がなぜ生まれるのかを考える必要がある。そこには互いが互いを知らないことから生じる無知と誤解が指摘される。まずは、地域の中に互いを知り合う機会を設けることが必要であり、そのためには以下のような取組みが考えられる。
  - ① 障壁を作らない教育(子どもに障壁を作らないこと)
    - ・ 「社会的な差別を受けやすい人」を排除する気持ちの背景には、「知らないから怖い」「知らないから不安」という感情がある。この感情をなくしていくには、当事者について正しく理解してもらい、知ってもらうための取組みが必要である。
    - ・ まず、学校において、子どもから、人に寄り添う心を育て、多様な人が共生する社会について教育していくことが必要である。そこでは、わかりやすい障害のことだけではなく、生きづらさを抱えた人への理解が進むような教育が行われることが期待される。
    - ・ そして、現在も、学校だけではなく地域でも福祉教育は行われている。学校においても地域においても、福祉教育を行う際は、単なる啓発活動に留まるのではなく、例えば、当事者とともに活動をするとか、当事者と同じ場で過ごすなど、当事者と交流することが大事である。このとき、支援する側、支援される側という関係ではなく、同じ立場でともに過ごすとい

うことが、当事者を理解することになり、「社会的な差別を受けやすい人」に対する偏見や障壁を生じさせず、ともに過ごすことが当たり前の意識として心に根付くことにつながるであろう。

## ② 孤立を防ぐ取組み

- 生きづらさを抱えている世帯は、地域で孤立しがちであり、周囲に相談するなどして、家庭内で起きている問題を早期に解決することが困難な状態にある。家庭内で問題を抱え込んだ結果、それが虐待につながる可能性もある。また、地域の中で障害者等に対する理解がないために、近隣に迷惑をかけてはいけないという思いが、家族からの虐待を引き起こすことも考えられる。身近な家族等からの虐待を未然に防ぐためには、障害者等やその家族に対する地域の理解と支援が必要である。そのためにも、地域社会でそのような家族を孤立させないことが大切である。

## ③ 居場所と役割の必要性

- 安心して自分らしくいられる居場所があって、そこに多様な人が集まり、いろいろな取組みが始まるとそれぞれの役割ができてくる。どのような人でも社会貢献をする権利があり、お互いに支え合う社会を目指していくべきであろう。多様な人が地域で共生していくためには、まず居場所とそこでの役割があることが重要である。
- 居場所に目に見える作業があることも大切であるが、人が集まっているところには、人と人との関係の中で、生きがいや役割が生まれてくるものである。例えば、都内では、高齢者のデイサービスと保育園が併設されている施設がある。そこでは、高齢者が子どもをあやしたり、食事の手伝いをする姿が見られる。子どもには、高齢者に世話をしてもらうという役割があり、そのことにより、高齢者は施設の利用者としてではなく、自分の役割がある居場所に来ているという意識が芽生え、楽しみに通ってくるという。高齢者と子どもが、または障害のある人とない人が、お互いを支え合える関係を築けることが大切である。

## ④ 居場所に関わる専門職の役割

- 専門職には「知らないから不安」をなくすために、地域で当事者について知ってもらう取組みを進め、橋渡しをする役割がある。さらに、居場所に人が集まったからといって、自然に役割や関係性が生まれてくるとは限らないので、居場所の中をコーディネートし、集まっている人たちの間に、お互いに寄り添い、支え合える関係性を意図的に作る役割も求められてい

る。

- 多様な人が集まる場では、事故を心配する声が聞かれる。リスク回避を優先するあまり、「何も行わないことがいちばん安全」という消極的な思考に陥らないことが大切である。参加する地域住民すべてに、同じように事故に注意する責任があり、その役割も分かち合い、担い合う気持ちが必要である。そして、参加者すべてにそのような意識を持ってもらえるように働きかけ、どれだけ目配りできるかということが専門職に求められている。
- 地域の中で、最初に差別や排除を受けやすい人の問題に気が付くのは専門職ではなく住民であろう。今後は、寄り添う力を持ち、問題を専門職につないだり、専門職をサポートできる地域住民を発掘、育成し、増やしていくことも必要である。

#### ⑤ 社会福祉法人や民生児童委員による取組み

- 生きづらさを抱えている人や社会的な少数者を支える相談先や居場所等の社会資源は多くない。社会福祉法人による地域公益活動や民生児童委員の活動には、社会資源が不足しているところに積極的に対応することが期待されている。
- ひとり親や貧困状態の家庭、または不登校やひきこもりなど、生きづらさを抱えている子どもに対する社会資源は、学齢期に入るととても少なくなる。そこで、社会福祉法人による地域公益活動では、子どもの居場所を提供するなどの取組みが進められている。このような子どもに対する支援は、資源が少ないために、主任児童委員が抱え込まざるを得ない場合も多いと思われるが、民生児童委員のチームとしての取組みで対応したり、社会福祉法人による取組みと連携することも必要である。

## (2) 共生型の常設拠点の東京における意義と可能性

### (共生型の拠点のあり方)

- これから目指すべき地域共生社会においては、常設型で、分野も年齢も問わない、地域の全ての人々を対象にした「共生型の拠点」が日常生活圏域に必要となる。
- 都内で共生型の拠点を設置する際にネックになるのは、場所の確保である。地方では無償で場所の提供を受けることも期待できるが、都内は家賃が高く、拠点を設置するのに適した土地や場所の確保が困難である。空き家対策や空

き店舗の活用の取組みと上手くつながると可能性は広がるが、空き家、空き店舗には古い建物が多いため、防犯、防災や耐震が課題となる場合も多い。また、拠点を設置したい人と建物を提供したい人のマッチングも難しい。空き家、空き店舗の活用には、情報提供や費用面の助成等、行政による対策が求められる。

- 場所の確保の手段として、社会福祉施設、事業所の建物を使用することも考えられる。社会福祉法人の地域公益活動として、施設、事業所単独で、または社会福祉法人の地域公益ネットワークによる活動として、貸出しできる設備等の資源情報を地域に提供する取組みも行われている。社会福祉施設、事業所の設備を地域で使用しやすくするために、行政施策による誘導が行われるとよい。
- 活用できる土地、建物が少ないという課題もあるため、インフォーマルな支援も含めた社会資源の活用については、各自治体が戦略的に進める必要がある。地域に共生型の常設拠点があると、さまざまな状況の方に対応することができる。このような常設型の拠点は計画的に設置するべきであり、中学校区に1か所程度あると望ましいだろう。地域ごとに、限られた空間をどのように使用するのか、社会的なニーズを把握して、先を見据えて対策を講じるべきである。

#### **（制度的・専門的サービスが付加されることの意義）**

- 介護保険法の改正により、高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを利用できる「共生型サービス」が介護保険と障害福祉の両制度に位置づけられた。しかし、地域共生社会で目指すべき共生型の拠点は、この範囲に留まらず、分野も年齢も問わない、地域のすべての人々を対象にしたものであるべきであろう。
- 多様な人がお互いを理解し合うための場としての共生型の拠点は、自由に誰もが出入りできるインフォーマルな「場所」としての機能と専門機能が複合していることが望ましい。「場所」としての機能だけでなく、そこに専門性のある支援があることで、拠点により強い求心力と持続性が出てくるであろう。
- さらに、共生型の拠点は、制度では対応できない隙間、狭間の課題に対応するための機能とともに、制度に沿った公的サービスも有する場であることが望まれる。このとき、いつでも誰でも利用できる「寄り合い所」としての機

能があると、世代を超えた小さな共生の場がそこに生まれ、そこに参加した子どもたちにとっても生きてかけがえのない福祉教育の場となる。

- また、同一世帯内で親の介護と子育ての両方を担うダブルケアが増えているが、都内では、保育園の待機児童が多く、親の介護を理由にした入所は困難である。共生型の拠点で制度に縛られない柔軟な支援が提供できれば、その両方を受け入れることも可能であり、都市部に特有の課題の解決も期待できる。

## 共生型の常設拠点の取組み事例



NPO法人 地域の寄り合い所 また明日

### 共に生きる～つながるつながる人も思いも～

- 「NPO法人 地域の寄り合い所 また明日」は、小金井市にて、地域福祉事業の開放スペース「寄り合い所」、認知症専門デイサービス「また明日デイホーム」、認可外保育「小さな保育園 虹のおうち」、認可保育「また明日保育園」の4つの事業を一体的に実施しています。
- アパート1階の5世帯分の壁を取り払って1つの空間にし、高齢者も乳幼児も、寄り合い所に立ち寄った地域の人も、皆が一緒に過ごしています。運営者である介護福祉士と保育士の森田さんご夫婦は、特別養護老人ホームに遊びに来た障害児を抱きしめて生き生きとする高齢者を見て、皆が同じ時間を共有できる場所を作りたいと思ったことをきっかけにこのような共生型の拠点づくりを始めました。
- 「また明日」では、高齢者も乳幼児も、支援されたり、世話をされるばかりの存在ではありません。デイサービスに通う高齢者は、保育園の子どもたちをあやしてくれます。また、子どもたちは、高齢者に世話をしてもらおうという役割を發揮しています。ほかのデイサービスに通うことを拒否していた高齢者が、子どもたちの世話をすることを楽しみにし、自前のエプロンを準備して通ってきています。
- さらに、「また明日」には、福祉サービスのほかにいつでも誰でも立ち寄れる「寄り合い所」の機能があることで、既存の制度では対象とならない隙間、狭間の課題に対応できる場合があります。寄り合い所では、となりの公園を清掃している障害者がお茶を飲みに来たり、地域の中学生在が立ち寄って、乳幼児をあやしなうおしゃべりをしていく光景も見られます。夏休みになると地域の子もたちが集まってきましたが、中には食事を十分にしていない子もいるため、米を炊いて食べさせることもあります。
- 「また明日」では決まったプログラムはつくり、さまざまな人が集まってきて好きなように過ごしています。そのような中で、職員が適切に働きかけながら、「場」をつくり、人と人との間をつなげています。
- 地域との関係を大切に、さまざまな人を受け入れている「また明日」ですが、森田さんは、実は「また明日」こそが地域で一番支えられているのだと言います。これからも、「お互い様」の気持ちを持ち、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を超えてつながろう」という理念のもと、「共に生きる」社会の実現を目指して取り組んでいきます。



## 7 地域共生社会づくりにおける居住支援の意義と課題

### (居住支援に関する福祉分野の施策)

- 地域での暮らしは、就労、収入、教育、介護、生活支援、人との関わり等、さまざまな要素によって支えられるが、その前提となる最も重要な基盤のひとつとして「住宅の確保」と「居住支援」がある。地域で生活する中で、家族構成の変化や収入減により、これまでの住宅から転居が必要な場合や、施設から退所して地域生活を始める場合、高齢、障害、低所得、失業等の理由で、新たな住宅を確保することが困難であることが少なくない。
  
- 一定の住宅を定め、そこに住んで自分たちの生活を営む「居住」を支援する取組みは、福祉分野の施策として、高齢、障害、母子などの分野・制度ごとに、相談支援や身元保証制度、施設退所時の住宅確保支援やアフターケア等、取り組まれてきた。低所得分野では、生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度等がある。また、東京都独自の制度では、生活支援付すまい確保事業、TOKYO チャレンジネット等がある。従来、「居住支援」は、各分野における取組みが中心であり、分野・制度を横断した取組みは弱かったといえる。そして、住宅確保と入居後一定期間の生活支援を中心として支援が進められてきたが、不動産業者等との連携や継続的な居住の支援等、十分取り組めていない課題があり、NPO 法人等がその必要性から、制度外の支援をしてきた経緯がある。
  
- 生活困窮者自立支援制度は、施行3年後の見直しの法改正により、一時生活支援事業において、「シェルター等を利用していた人」に加え、「居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人」も含め対象拡大された。そして、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化することとなった。

### (住宅をめぐる課題と住宅分野の施策)

- 住宅確保が困難な人に対する住宅分野の施策として、「公営住宅」があり、低所得層を中心として、高齢者、障害者、ひとり親世帯等さまざまな方に活用されている。しかし、需要に対する絶対数は不足しており、新たに入居を希望しても利用できず、収入に対して高額な家賃の民間住宅に入居せざるを得ない状況もある。また、今後の人口動向をふまえて、公営住宅の建替え等が行われており、今後、大幅な増加は見込めない。

- 一方で、誰も居住しなくなった民間住宅がそのまま放置され、周辺住民から火災や保安上の不安の声が聞かれたり、地域の住民層の変化や人口減等に伴い、賃貸住宅に多くの空室が生じている地域があるなど、「空き家問題」は日本全国において深刻な状況であり、東京都内においても例外ではない。
- 平成18年6月に「住生活基本法」が施行され、人口減少社会を迎え、少子・高齢化の進展を見据え、日本の住宅施策は、住宅の量を確保することから質を向上することに目標が大きく転換され、住宅流通の円滑化、居住の安定確保などの指針が示された。19年7月には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」）が施行され、28年3月には、「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定された。住生活基本計画は、住宅確保要配慮者の増加に対応するため、空き家の活用を促進すると共に、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティネット機能を強化するとしており、これをふまえ、29年4月に住宅セーフティネット法が改正され、10月から新たな住宅セーフティネット制度がスタートした。

#### （住宅セーフティネット法に基づく取組みと現状）

- 住宅セーフティネット法に基づき、各地で「居住支援協議会」が設立され、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への居住支援が、国土交通省による住宅分野の施策として進められている。また、入居者への家賃債務保証、相談、見守り等を行う「居住支援法人」は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として期待されている。しかし、30年9月現在、東京都内の居住支援協議会は11か所、居住支援法人は11団体という状況であり、各地域の具体的な支援は緒に就いたばかりといえる。
- 居住支援協議会が設立した地域では、不動産関係者、居住支援団体であるNPO法人や社会福祉法人、社協、行政等が参画して、地域ごとに工夫して事業が進められている。居住支援協議会は、当面下記の5つの取組み（①協議会の体制づくり ②相談対応の体制づくり ③関係者への理解促進 ④住宅の確保と情報提供 ⑤居住支援サービス）が期待されているが、できることから始めている状況であり、特に⑤居住支援サービスに取り組んでいる地域は少ない状況である。
- このような背景のもと、高齢者や障害者等の入居後の見守りや支援のしくみは乏しく、トラブルが生じた場合、大家や不動産業者が対応せざるを得ない



現状である。例えば、孤独死による事故物件、夜中に騒いでしまうことによる近隣住民の苦情や退去等、賃貸経営自体が成り立たなくなる恐れがある。そのため、不動産関係者によっては、そうした課題を有する人を受け入れることに不安を持ち、敬遠することにつながってしまうことが少なくない。

- まずは、住宅確保要配慮者の入居について理解してくれる不動産関係者を増やすことが必要だが、そのためには「入居後、さらには退去するまでサポートするしくみ」による安心感が重要であり、不動産関係者が安心して住宅を貸すことができるしくみが求められる。住宅分野と福祉分野の双方の情報をもち、入居希望者と受入れ不動産関係者の相談にのり、マッチングを支援するしくみに加え、それぞれの入居者の特性をふまえて、見守りや必要に応じたサポートにより生活を継続するためのしくみを構築する必要がある。
- 「福祉の支援が必要な人」イコール「問題を起こす人」ではない。高齢者、障害者、低所得者等に対して専門的で適切な居住支援が行われることによって問題の未然防止が図れる。また、近隣住民にその方の特性についての理解を促す働きかけによって、見守りにつながることも考えられ、誰もがくらしやすい地域づくりにつながる可能性がある。うまくいかなかった事例ばかりが伝わると、「問題を起こす人」としての認識が高まってしまい、排除を生み出し、負の連鎖を引き起こすこともある。うまくいかなかった事例を改善につなげることと合わせて、共に暮らすことで良いことがあった事例の共有が大切である。

#### **（居住支援を推進するために必要な取組み）**

- 住まいをめぐる課題解決のためには、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅の確保、入居者への家賃債務保証や相談、入居後の見守り等の生活支援を行う居住支援法人の増加とサポート、居住支援協議会の周知と機能の充実に求められる。
- まずは、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業等）など民間の支援機関、不動産関係者、行政等の関係者が、現状を共有することがスタート地点である。そして、福祉側の関係者は、住宅の契約等に関する最低限の知識を習得し、家主・管理会社と共通知識をもって協議できるようにする必要がある。その上で、地域社会資源の連携を図るためのネットワーク化、住宅分野と福祉分野の関係者の相互理解を促進するため、事例検討等による学び合いが求められる。

- そのためには、この取組みを推進する立場にある行政は、策定が努力義務化された地域福祉計画の中に「居住支援」を位置付け、居住支援協議会を設立し、入居のためのコーディネートや家賃債務保証のしくみを作ると共に、入居後の生活支援のための予算確保に取り組む必要がある。その際、住宅分野と福祉分野の庁内連携が不可欠である。
- 民間の役割として、社会福祉施設や相談支援事業所、NPO 法人等による居住支援に引き続き取り組み、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による居住支援のしくみの創造、地域福祉コーディネーターの関わりによる地域資源の開発などを進めていくことが期待される。また、制度が整うことを待つのではなく、ネットワークを作って取り組み始め、訪問等により居住を支援することや、サポートし続ける人材育成に取り組むことも重要である。

#### **(地域共生社会づくりのプロセスのひとつとしての居住支援)**

- 住宅確保要配慮者と空き家等のマッチング・入居支援だけが独り歩きしても、入居後の支援なしには機能しない。それでは“住まい続ける”ことにつながらず、理解促進どころかトラブル等により、近隣住民の差別や排除のきっかけとなってしまいう危険性すらある。各地域で問題を分析し、入居後の支援のしくみを創るとともに、複数サービスのつなぎや調整のもとで、各メニューを活かしていく取組みが必要となる。
- 重要なのは、地域で共に暮らす住民がこれらの課題を共有し、さまざまな配慮を要する状況にあっても、工夫のもとで暮らし続けるための取組みを重ねていくことによって理解を深めていくことである。また、住宅確保要配慮者自身も地域住民や関係者との関わりの中で孤立を防ぎ、暮らし続けることによって地域社会における役割が見出されてくるものと考えられる。こうした取組み自体が、「地域共生社会づくり」のプロセスといえるであろう。

## 8 地域福祉（支援）計画のあり方

### （東京における地域福祉（支援）計画策定の意義）

- 29年5月に改正された社会福祉法では、地域福祉（支援）計画の策定を区市町村および都道府県の努力義務とし、高齢・障害・児童等の分野別の計画の上位計画として位置付けた。また、厚生労働省は地域福祉（支援）計画のガイドラインを改正し、個別分野を超えた「共通事項」として地域福祉支援計画に盛り込むべき事項として、「制度の狭間の問題への対応のあり方」や「各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制」づくり等を例示している。
  
- 一方で、社会問題化している孤立や排除、施策の狭間といった課題は、核家族化、単身世帯化が進み、人口の流入、移動の激しい大都市でこそ一層深刻化している。それに対し、地域社会の現状や将来の生活に不安や疑問を抱いた住民やボランティア、NPO等による支え合いや交流を目的とした地域活動は、東京においても活発になりつつある。それに加えて、東京には福祉事業所をはじめとする公的サービスや市民活動、企業の社会貢献活動等の社会資源が高密度で集中しており、これらが密接に連携しつつ地域のニーズに適切につながれば大きな効果を期待できるといえる。
  
- こうした国の施策動向および東京における上記のような状況をふまえ、都内の各区市町村は、これまで以上に積極的に地域福祉計画の策定および推進に取り組むことが強く期待される。従来、「すでに地域福祉計画は策定済み」とする区市町村にあっても、実際には、他計画を策定したことをもって地域福祉計画も策定したこととみなすという例も少なくなかったと思われる。今後はその重要性に鑑み、基本的に単独の計画として策定することが望ましく、他の計画と一体のもの（合本）として策定する場合でも、地域福祉の推進について検討体制を設け、地域福祉活動計画との連動なども検討した上で、地域福祉の推進策を明確にすることが求められる。また、東京都としても、いまだ地域福祉計画を策定していない、あるいは策定していても他の計画の付随的な位置付けに留めている区市町村も多い中で、区市町村の自主性や主体性を尊重しつつ、計画の策定や推進にあたっての視点や指針を示す意義や必要はきわめて大きいと考えられる。

### （策定された東京都地域福祉（支援）計画について）

- 東京都は、社会福祉法の改正により地域福祉（支援）計画の策定が努力義務

とされたことをふまえ、30年3月、都としてはじめての「東京都地域福祉支援計画」（以下「支援計画」とする）を策定した。支援計画は、改正社会福祉法および国の指針（「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」）をふまえ、分野や世代を超えたきめ細かな相談支援体制の構築をめざしたものとなっており、以下の3点を計画の理念としている。

理念1) 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京

理念2) 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京

理念3) 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

○ 支援計画は、本ワーキングが「中間まとめ」で提起した「東京らしい地域共生社会づくり」に向けた主要な課題のうち、相当部分が盛り込まれたものとなっている。とりわけ、以下の点は重要である。

- 1) 区市町村ごとに地域福祉を推進する基盤となる「圏域」として、「小学校区域」「中学校区域」「区市町村域」の考え方を示した。
- 2) 地域生活課題の解決のために地域住民等と協働を進めるにあたって、区市町村社協が果たすべき多様で重要な役割を打ち出した。
- 3) 住民主体の地域福祉活動を計画的に展開するため、すべての区市町村社協が行政と連携しつつ「地域福祉活動計画」の策定に取り組むことの重要性を明記した。
- 4) 区市町村として、住民主体の課題解決体制づくりにあたる地域福祉コーディネーターの配置を進めるべきであることを提起した。
- 5) 地域共生社会の構築にあたって、社会福祉法人がネットワークを活かして「地域における公益的な取組」を進めることや、民生・児童委員が地域の関係者と連携・役割分担を図りつつ、積極的な役割を果たす方向性を提起した。
- 6) 住宅確保要配慮者支援、生活困窮者支援、権利擁護（成年後見制度への取組みを含む）、福祉人材の確保・育成・定着など、分野を横断するテーマや施策の狭間で見過ごされがちな課題に対する取組方針を明記した。
- 7) 区市町村が地域福祉計画を適切に策定・改定することができるよう、東

京都としての支援策を明記した。

#### （区市町村の地域福祉計画の策定状況）

- 東京都の調査によると、平成30年度において地域福祉計画を「策定済」と回答した区市町村は53（85.5%）であり、「未策定」は9となっている。未策定の9区市町村のうち、「今後策定方針あり」は4区市、「策定方針なし」は5（2区3村）となっている。
- 現行計画または次期（新規策定）計画の形態としては、「単独計画」と「他計画と合本」がそれぞれ同数の28区市町村となっている。
- 現行計画の内容（取り上げられている事項）を見ると、「ボランティア、市民活動の活性化」「権利擁護」「社会福祉協議会との連携」「災害時要援護者対策」「福祉サービスの質」がそれぞれ90%を超えて高率となっている。
- 一方で、「住宅確保要配慮者の居住支援」「共生型サービス」「社会的孤立者（引きこもり、刑余者、外国人等）支援」等は50%を下回っており、施策の狭間で見過ごされがちな課題への対応が立ち遅れていることが窺われる。
- なお、「社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進」を取り上げている区市町村は16（31%）であるが、「地域における公益的な取組」が社会福祉法の改正により社会福祉法人に責務化されたのは平成29年4月である。その後、策定または改定された区市町村の地域福祉計画が16であることを考えると、短期間の間に多くの区市町村がこの事項を地域福祉計画に位置付けられたものと評価できる。
- 計画の進行管理に関しては、「計画推進委員会を設置している」区市町村が34と「設置していない」（20）を大きく上回るものの、「評価指標の設定」では、「なし」（32）が「あり」（22）を上回っている。今後、地域共生社会づくりという数値化、可視化しにくい取組みの成果や課題をどのように評価・検証し進行管理を行っていくか。都による取組みも含め、重要な宿題が積み残されているといえるだろう。

#### （地域福祉活動計画との連携について）

- これからの地域福祉計画は、単なる行政施策や公的サービスの実施・提供計画ではなく、既存の福祉分野を超えた「地域生活課題」を広く守備範囲とし

た上で、住民や関係者の主体的な取組みを公的サービスと融合させることによって包括的な支援体制を構築し、もって地域共生社会の実現をめざすものといえる。そしてそれを実現するためには、計画を策定するにあたっての基本的な視点として、住民や関係者が主体的に策定し推進する市民・民間ベースの計画（いわゆる「地域福祉活動計画」）との連携、協働がきわめて重要となる。

- 行政が策定する地域福祉計画は、地域共生社会づくりに向けた包括的な支援体制を構築するため、基本的に制度・政策面において多分野を横断した総合的かつ具体的で効果的な政策形成機能を発揮することが期待される。それに対して、地域福祉活動計画は、より自主的でボランタリーな取組みを主なテーマとして、地域住民や福祉等関係者、ボランティア、NPO、地元企業や商店等、多種多彩なメンバーが「私たちの地域をよりよくするために何ができるか」の思いの下に、立場を超えた協働を模索する。つまり、計画策定のプロセスそのものが、地域共生社会づくりにとって最も重要な要素である、主体形成の場であり、連携・協働体制の構築の場であるといえる。
- 今後は、地域福祉計画と地域福祉活動計画がこれまで以上に密接に連携・連動することにより、住民や関係者の主体的な思いが計画化され形となり、それを行政が受け止めバックアップしつつ、縦割りを排した総合的・包括的な施策の推進につなげていく。そのようにして、両計画の策定と実施を通じ、住民や関係者と行政の適切な役割分担と確固たる協働体制が構築されることこそが、東京らしい地域共生社会づくりの大きな推進力になるに違いない。

#### （地域福祉活動計画への期待）

- 平成30年度において地域福祉活動計画を「すでに策定」している社協は48（77.4%）、「現在新たに策定中または策定予定あり」が6、「策定予定なし」は8（3区5村）となっている（東社協調べ）。このうち、行政の地域福祉計画と活動計画をともに作成しておらず、作成予定もない地区は1区3村である。行政による地域福祉計画の策定が法律上も努力義務化された今、上記の趣旨から、今後は地域福祉活動計画もすべての地域（区市町村）で策定されることが期待される。
- 地域福祉活動計画は区市町村社協が中心となり、住民や関係者が委員となって意見反映を図りつつ策定される場合が多い。しかし、上記のようなめざすべき地域福祉計画、地域福祉活動計画のあり方を考えると、現状は決して十

分とは言えず、今後はより小地域圏域での住民や関係者の協議の場を通して広く意見集約を図ったり、さらに進んで、地区ごとに住民主体の活動計画を策定し、それを積み上げてとりまとめたものを区市町村圏域での活動計画とする等の取組みも期待される。

- また、上記のような取組みを含め、住民主体の活動の支援や権利擁護への取組み等、社協として推進すべき事業やそのための体制、財源のあり方等については、中長期の展望に基づく社協組織としての事業・経営計画（いわゆる「社協発展計画」）を策定することも重要である。これにより、地域福祉計画と地域福祉活動計画が社協に対して期待する役割を着実に果たすことができるようになると思われる。

#### （今後に向けた課題）

- 今後の地域福祉の推進と地域共生社会づくりに向けては、地域の実情に応じた圏域設定のあり方や、地域づくりを進める専門職や地域人材の育成・配置、あるいは多機関協働の核となる会議体の設定と運営のあり方等が重要なポイントになると思われる。しかし、残念ながら多くの地域（区市町村）においては、未だにそれらが分野ごとに未調整のままで分裂あるいは並列したままの状況といえる。これまで分野ごとの施策を進めるために整備されてきた縦割りの組織や人材に対して、いきなり横串を刺すといっても一朝一夕にいかないことは当然ともいえる。各地域において粘り強く創意工夫と試行錯誤を積み重ね、その成果を互いに学び合うことが重要になると思われる。
- そうした観点から、都には今後も区市町村間や区市町村社協を含めたきめ細かな情報交換の場の設定等の取組みが求められる。また、さらに踏みこんで、モデルになる新たな活動の開発や、的確な目標設定や評価指標の設定等についても全国に先駆けて東京都として取り組むことが期待される。

# 地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取り組み アンケート集計結果概要

〔調査目的〕「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について」(最終まとめ)に向けた検討に活用すると共に必要な方策を提言する。

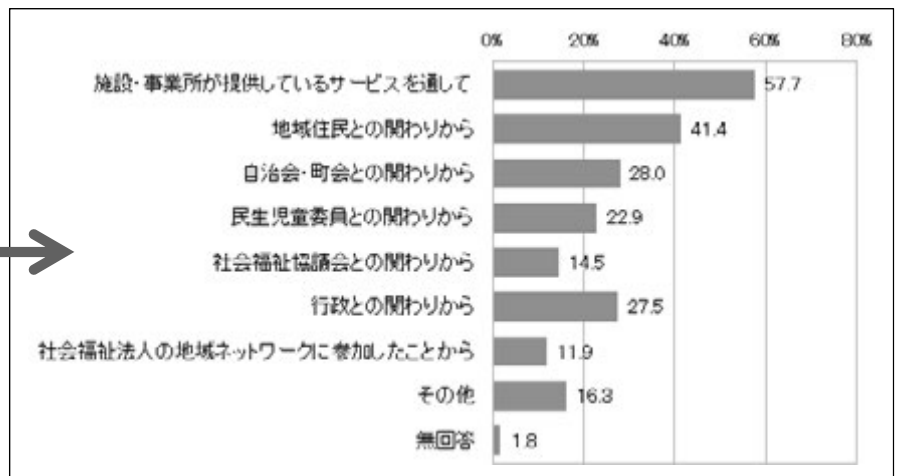
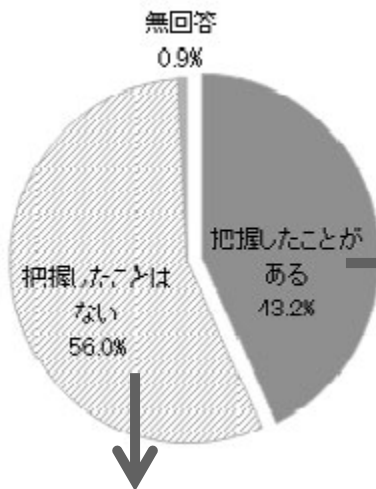
〔調査時期〕平成30年9月25日～10月17日

〔調査対象〕東社協施設部会会員施設・事業所 3,528 か所 〔回答数〕1,052 か所

## 1 サービスや支援では対応できていない地域課題の把握

- 4割強の施設・事業所が地域課題を把握しており、「提供しているサービスを通して」「地域住民との関わりから」把握している場合が多い。
- 一方、把握したことはないと回答した施設・事業所が半数以上あり、今後、まずは地域の住民や関係者と共に施設・事業所が課題を把握・共有できる取組みが求められる。

「把握したことがある施設・事業所」はどのような関わりの中で把握したのか



○種別ごとに見ると、「把握したことはない」と回答した割合は、「保育所・子ども園」が68.1%、「高齢者入所施設」が60.0%と高い。

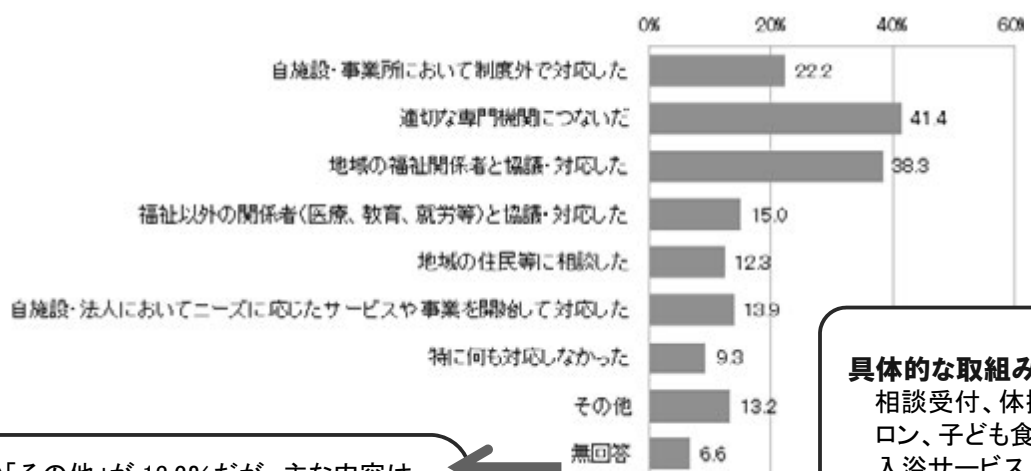
- 事業形態で比較すると、「施設・事業所が提供しているサービスを通して」は、「通所」の方が高いが、それ以外の選択肢である「地域住民との関わりから」「自治会・町会との関わりから」「民生児童委員との関わりから」は、「入所」の方が高い。
- 自由記述では、把握した課題の具体的な内容として、「利用者の支援を通して家族の課題を把握」「生活上の困りごと」「虐待や育児不安、不登校等の子どもの課題」「孤独死やごみ屋敷、ひきこもり等孤立に関する課題」等が挙げられた。



## 2

### 課題に対してどのような対応をしたか

- 「適切な専門機関につないだ」と回答した施設・事業所が1番多く41.4%、次いで「地域の福祉関係者と協議・対応した」が38.3%あり、専門機関や関係者との連携による対応が多い。
- 一方、「自施設・事業所において制度外で対応した」が22.2%、「自施設・法人においてニーズに応じたサービスや事業を開始して対応した」が13.9%で自らの取組みによる対応は少ない。
- 設置・経営形態別にみると、「公設公営」は、「自施設・事業所において制度外で対応した」「地域の住民等に相談した」のどちらの項目でも4.4%と非常に低く、「福祉以外の関係者と協議・対応した」と回答した事業所はなかった。福祉に限らず、多様な主体による地域共生社会づくりを推進していく中で、「公設公営」の施設等にもその役割は大きく期待されるものであり、設置主体との協議のもとで推進していくことが必要である。

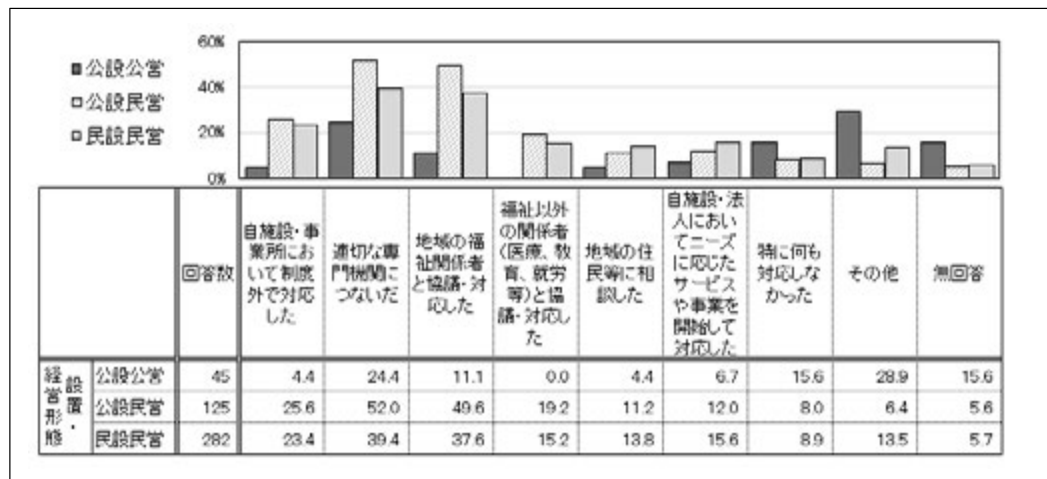


○「その他」が13.2%だが、主な内容は、他機関につないだ、関係者と連携して対応、施設の行事に招待、居場所、学習支援、買い物支援、子育て広場等、施設・事業所の事業や制度外で対応している回答が多くみられた。

#### 具体的な取組み内容

相談受付、体操教室、居場所やサロン、子ども食堂の運営、移送や入浴サービス、ちょっと困ったことへの対応、自治会活動への参加、家族活動の支援、出前講座、建物や設備の貸出、中間的就労の受け入れ、避難場所の提供、災害応援協定等

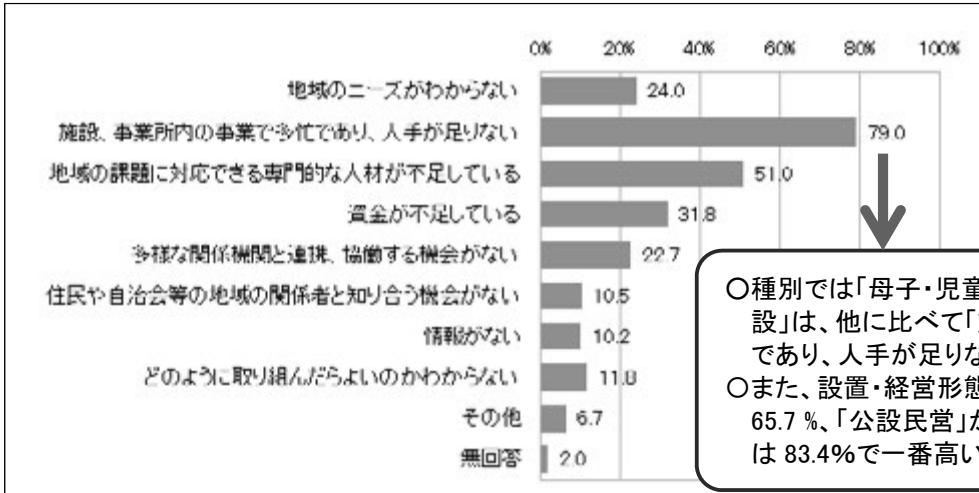
#### 設置・経営形態別にみると



### 3

#### 取組みをすすめるに当たって課題となることは何か

- 「施設、事業所内の事業で多忙であり、人手が足りない」が79.0%と一番高く、次いで、「地域の課題に対応できる専門的な人材が不足している」が51.0%、「資金が不足している」が31.8%、「地域のニーズがわからない」が24.0%であった。

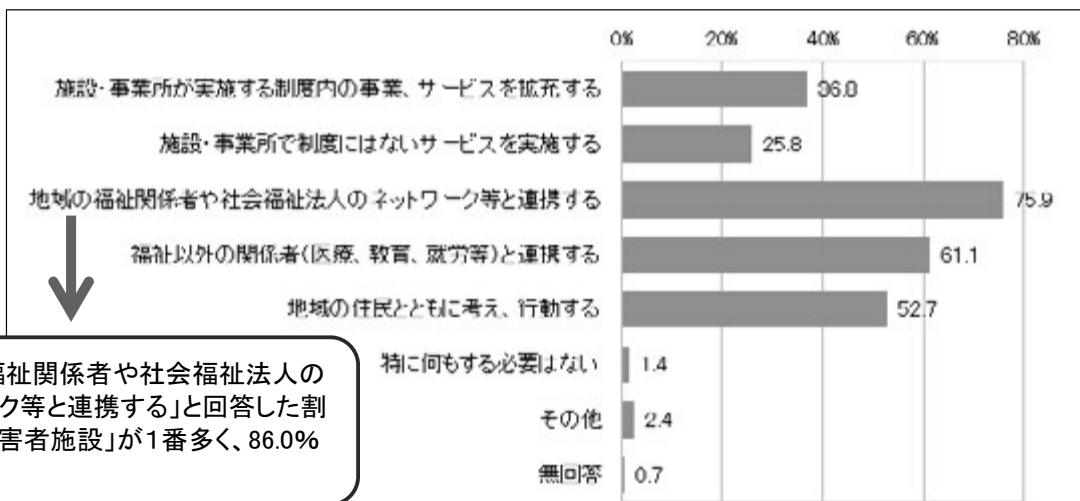


○種別では「母子・児童入所施設」「高齢者入所施設」は、他に比べて「施設、事業所内の事業で多忙であり、人手が足りない」と回答した割合が高い。  
○また、設置・経営形態別では、「公設公営」が65.7%、「公設民営」が74.6%に対し、「民設民営」は83.4%で一番高い。

### 4

#### 多様な地域の課題に積極的に対応するためにどのような取組みが必要か

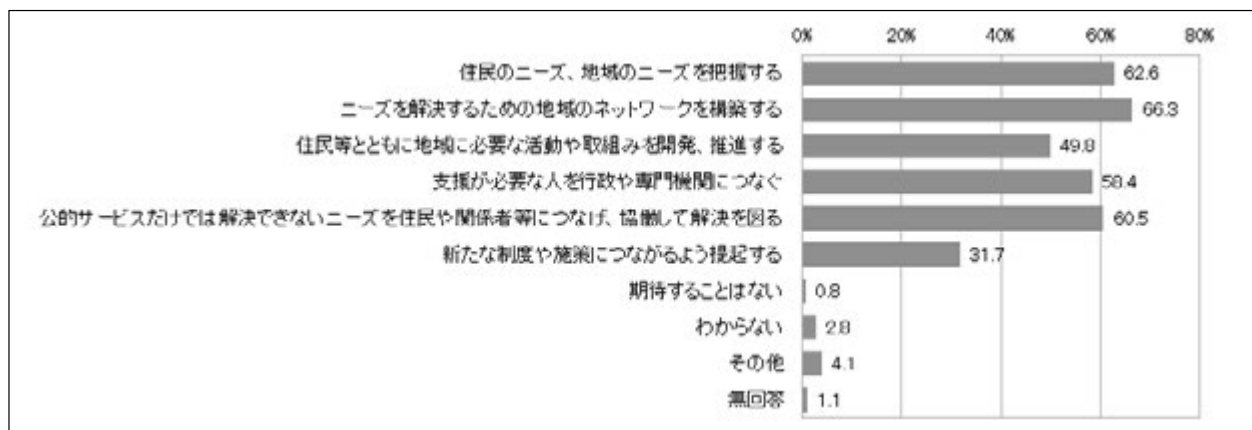
- 「地域の福祉関係者や社会福祉法人のネットワーク等と連携する」が一番高く、75.9%であった。次いで、「福祉以外の関係者（医療、教育、就労等）と連携する」が61.1%、「地域の住民とともに考え、行動する」が52.7%であった。いずれも、「連携」による取組みの回答が多い。
- 制度では支援できない「狭間の課題」について、その把握に至っていない、または把握していても課題のもとで十分取り組めていない施設等が新たに取組み始めるには、単独では限界があると考えられる。多くの施設等が回答しているように、福祉、医療、教育、就労等の様々な関係者との連携を図る取組みや社会福祉法人のネットワーク化を推進していくことが有効といえる。
- 東京では、平成28年9月に東京都地域公益活動推進協議会を設立するとともに、各区市町村における社会福祉法人のネットワーク化を推進しているが、本調査では、その「どちらにも参加していない」施設等が30.4%であった。両方への参加をめざし、引き続き、連携による取組みを推進していく必要がある。



○「地域の福祉関係者や社会福祉法人のネットワーク等と連携する」と回答した割合は、「障害者施設」が一番多く、86.0%であった。

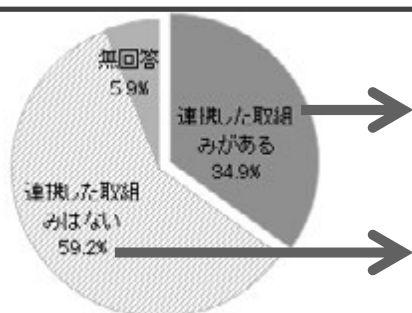
## 5 地域福祉コーディネーターに期待する役割

- 「ニーズを解決するための地域のネットワークを構築する」が全体の 66.3%で一番高く、次いで、「住民のニーズ、地域のニーズを把握する」が 62.6%であった。
- 一方、「期待することはない」は 0.8%と非常に少なかった。



## 6 民生児童委員と連携した取組み

- 民生児童委員と連携した取組みがある施設・事業所は 34.9%であり、約 6 割は、連携した取組みはないと回答している。本報告における「東京モデル」の推進には、地域福祉コーディネーター等の関わりのもと、積極的な働きかけが期待される。

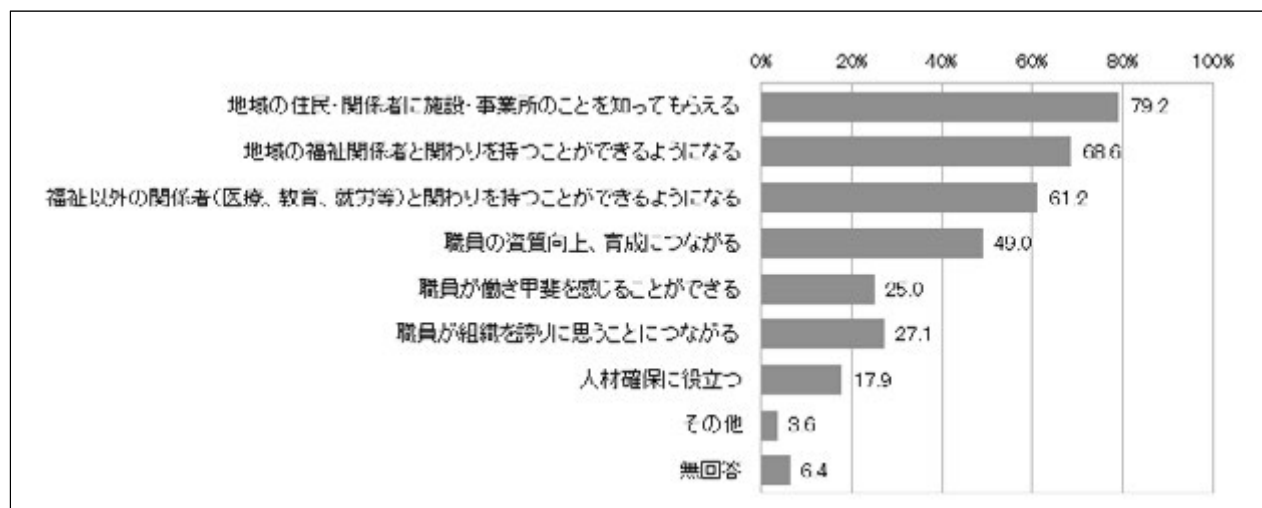


○具体的には、会議等での情報共有、施設・事業所の行事への参加、第三者委員の依頼等が多い。また、「地域での見守り活動や訪問」「居場所づくりに協力」「個別のケースの支援」等もあった。

○種別ごとにみると、「高齢者入所施設」と「障害者施設」は他の種別と比較して、民生児童委員と連携した取組みが少ない。

## 7 施設・事業所が地域共生社会づくりに取り組む意味

- 「地域の住民・関係者に施設等のことを知ってもらえる」が 79.2%で一番高く、次いで「地域の福祉関係者と関わりを持つことができるようになる」が 68.6%であった。



# 地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取組み アンケート集計結果（詳細版）

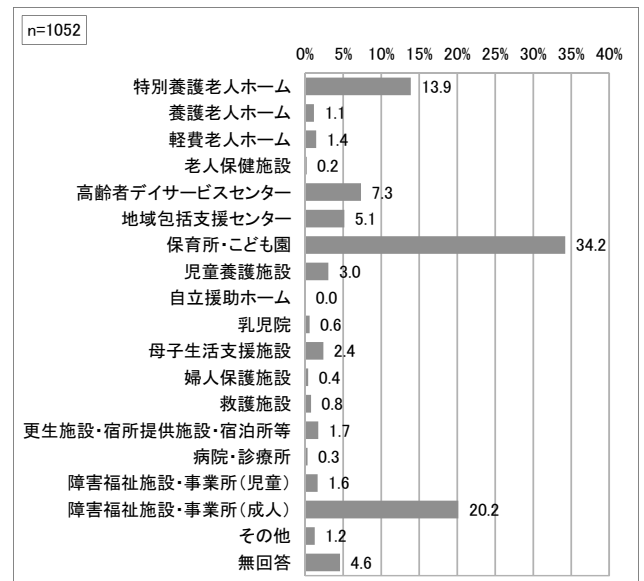
〔調査目的〕「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について」(最終まとめ)に向けた検討に活用すると共に必要な方策を提言する。

〔調査時期〕平成30年9月25日～10月17日

〔調査対象〕東社協施設部会会員施設・事業所 3,528か所 〔回答数〕1,052か所

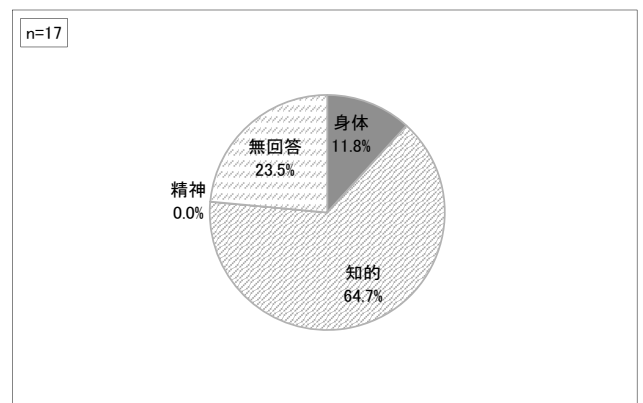
## F1:種別（SA）

	回答数	%
全体	1052	100.0
1 特別養護老人ホーム	146	13.9
2 養護老人ホーム	12	1.1
3 軽費老人ホーム	15	1.4
4 老人保健施設	2	0.2
5 高齢者デイサービスセンター	77	7.3
6 地域包括支援センター	54	5.1
7 保育所・こども園	360	34.2
8 児童養護施設	32	3.0
9 自立援助ホーム	0	0.0
10 乳児院	6	0.6
11 母子生活支援施設	25	2.4
12 婦人保護施設	4	0.4
13 救護施設	8	0.8
14 更生施設・宿所提供施設・宿泊所等	18	1.7
15 病院・診療所	3	0.3
16 障害福祉施設・事業所(児童)	17	1.6
17 障害福祉施設・事業所(成人)	212	20.2
18 その他	13	1.2
無回答	48	4.6



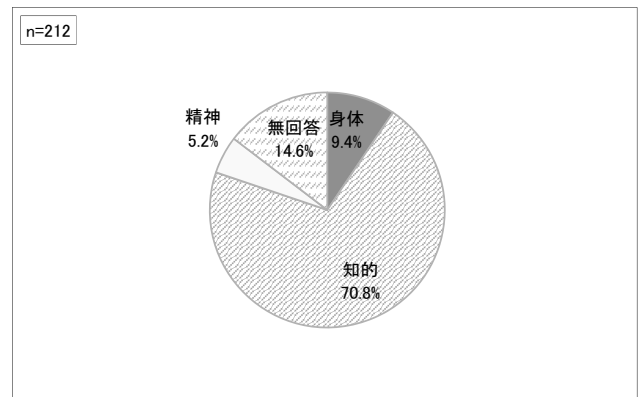
## F1SQ1:[F1で「16.障害福祉施設・事業所(児童)」と回答の方]障害福祉施設・事業所(児童)/主たる対象（SA）

	回答数	%
全体	17	100.0
1 身体	2	11.8
2 知的	11	64.7
3 精神	0	0.0
無回答	4	23.5



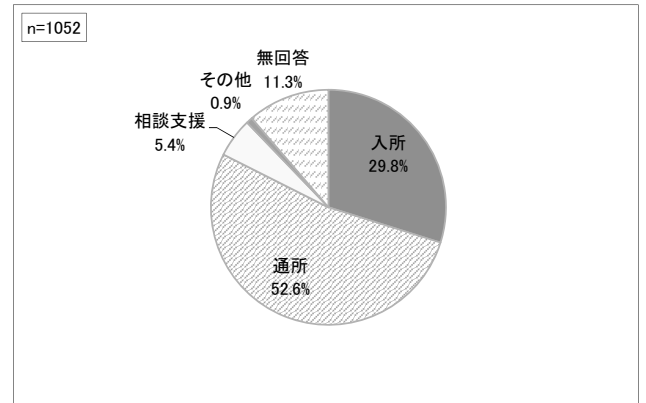
## F1SQ2:[F1で「17.障害福祉施設・事業所(成人)」と回答の方]障害福祉施設・事業所(成人)/主たる対象（SA）

	回答数	%
全体	212	100.0
1 身体	20	9.4
2 知的	150	70.8
3 精神	11	5.2
無回答	31	14.6



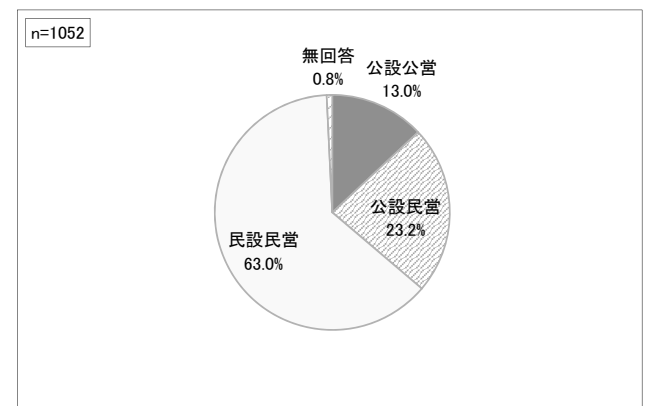
## F2:事業形態 (SA)

	回答数	%
全体	1052	100.0
1 入所	314	29.8
2 通所	553	52.6
3 相談支援	57	5.4
4 その他	9	0.9
無回答	119	11.3



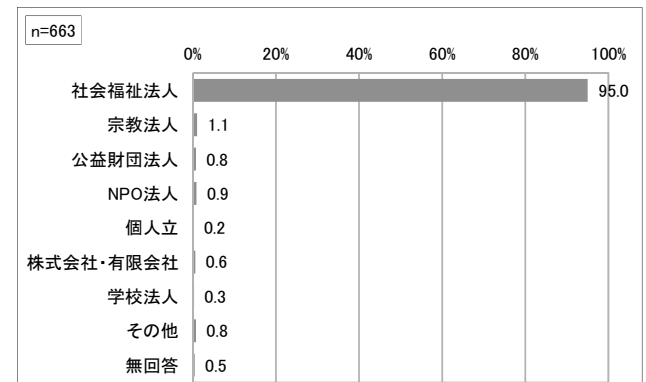
## F3:設置・経営形態 (SA)

	回答数	%
全体	1052	100.0
1 公設公営	137	13.0
2 公設民営	244	23.2
3 民設民営	663	63.0
無回答	8	0.8



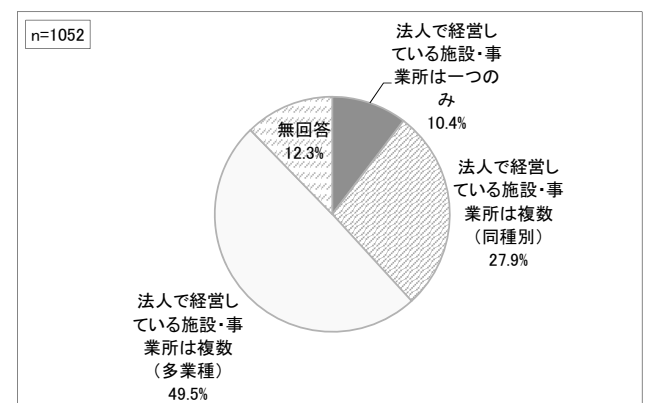
## F4:[F3で「3.民設民営」と回答の方]経営主体 (SA)

	回答数	%
全体	663	100.0
1 社会福祉法人	630	95.0
2 宗教法人	7	1.1
3 公益財団法人	5	0.8
4 NPO法人	6	0.9
5 個人立	1	0.2
6 株式会社・有限会社	4	0.6
7 学校法人	2	0.3
8 その他	5	0.8
無回答	3	0.5



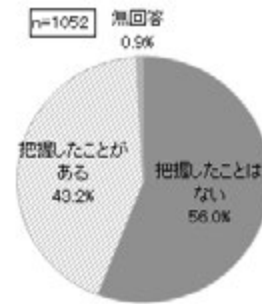
## F5:法人規模 (SA)

	回答数	%
全体	1052	100.0
1 法人で経営している施設・事業所は一つのみ	109	10.4
2 法人で経営している施設・事業所は複数(同種別)	293	27.9
3 法人で経営している施設・事業所は複数(多業種)	521	49.5
無回答	129	12.3



**Q1：貴施設・事業所で提供しているサービスや支援では対応できていない地域の課題を把握したことがありますか。(SA)**

		回答数	1 把握した ことはな い	2 把握した ことがあ る	無回答
全体		1052	56.0	43.2	0.9
種別	高齢者入所施設	175	60.0	40.0	0.0
	高齢者デイサービス	77	50.6	48.1	1.3
	地域包括支援センター	54	11.1	88.9	0.0
	保育所・こども園	360	68.1	30.6	1.4
	母子・児童入所施設	63	47.6	52.4	0.0
	障害者施設	229	49.8	49.3	0.9
	その他	46	54.3	43.5	2.2
事業形態	入所	314	59.9	40.1	0.0
	通所	553	60.2	38.5	1.3
	相談支援	57	10.5	89.5	0.0
	その他	9	44.4	44.4	11.1
設置・経営形態	公設公営	137	65.7	32.8	1.5
	公設民営	244	48.0	51.2	0.8
	民設民営	663	56.7	42.5	0.8
法人規模	施設・事業所は一つ	109	61.5	37.6	0.9
	施設・事業所は複数(同種別)	293	60.1	38.6	1.4
	施設・事業所は複数(多業種)	521	49.5	50.1	0.4

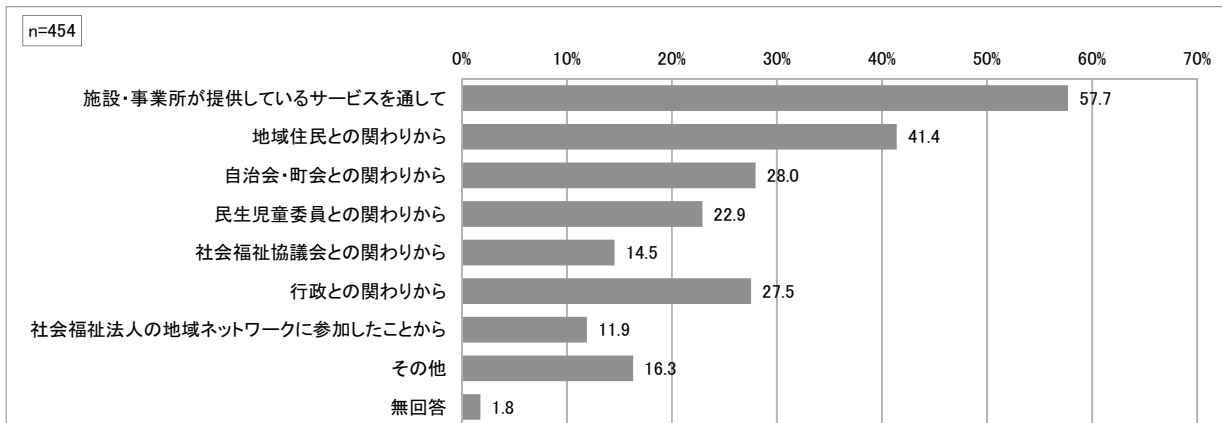


**「把握したことがある」場合の具体的な内容  
(主な回答)**

- 利用者の支援を通して利用者家族の課題を把握した(多数)
  - ・利用者(高齢者)の子、孫がひきこもり
  - ・利用者(高齢者)の子に障害がある
  - ・利用者(高齢者)が生活保護になるかならないかの状況で、就労していない子と不登校の孫がいる
  - ・80代高齢者と小学生の世帯で高齢者が入院し、小学生が一人家に残された
  - ・利用者(障害者)の親が認知症
  - ・利用者(障害者)の家族に知的障害、発達障害、精神障害がある
  - ・保育園に通う子の親に精神疾患がある
  - ・保育園に通う子の兄弟が不登校
  - ・保育園の送迎をする高齢の家族に認知症の疑い
- 生活上の困りごと
  - ・公共交通機関が少なく、移動が困難(買い物、通院ができない)
  - ・坂が多い、坂が急で移動が困難(買い物、通院ができない)
  - ・高齢者の免許返納後の移動の課題
  - ・障害者の移動支援が不足
  - ・車いすでの外出に不向きな道路
  - ・ゴミ出しができない
  - ・除雪ができない
  - ・電球交換ができない
  - ・ペットの飼育の問題(飼育困難、飼い主が緊急入院)
  - ・住民が集まれる場所(高齢者が集まる場所、障害者が集まる場所、多世代交流の場所)が不足
  - ・自治会活動が高齢化で困難
  - ・飲食店が少ない

- 子どもに関わる問題
  - ・虐待が疑われる子ども
  - ・不登校の子どもがいる母子家庭
  - ・ゴミ屋敷の母子家庭
  - ・精神疾患がある母親が一人で子育て
  - ・障害児のいる父子家庭
  - ・育児不安を抱えた親
  - ・子育て家庭の孤立
  - ・貧困家庭の子どもへの支援
  - ・共働き家庭の不登校の子どもの日中の見守り
  - ・不登校児への学習支援や居場所づくり
  - ・不登校児が兄弟の世話
  - ・外国にルーツがある子どもへの支援
  - ・一人で遊んでいる幼児
  - ・学童保育終了後の児童(高学年)の放課後や休校期間の見守りや居場所
  - ・行き場のない中高生がたむろしている
  - ・子ども食堂や居場所の必要性
  - ・職場実習の中学生が不登校で欠勤
  - ・実習生が家出、逃亡、売春
- 上記以外で個別の支援が必要な世帯
  - ・家族が利用者に虐待
  - ・介護者の支援
  - ・ごみ屋敷
  - ・セルフネグレクト
  - ・ひきこもり
  - ・一人暮らしの高齢者、孤独死
  - ・一人暮らしの障害者
  - ・ホームレス
  - ・生活保護の対象にならない程度の生活困窮
  - ・外国籍の家庭

**Q2:[Q1で「2.把握したことがある」と回答の方]  
その課題は地域のどのような関わりの中で把握しましたか。(MA)**

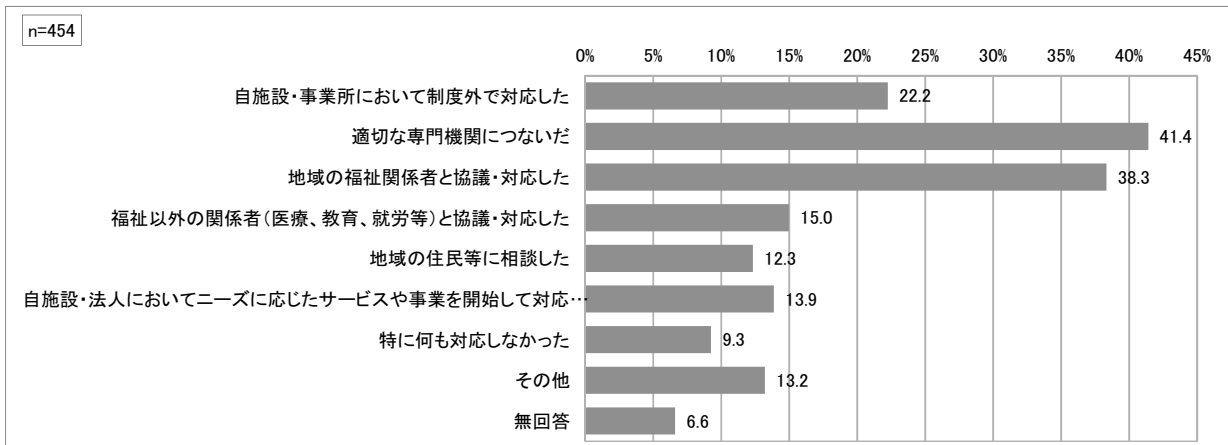


		回答数	1 施設・事業所が提供しているサービスを通して	2 地域住民との関わりから	3 自治会・町会との関わりから	4 民生児童委員との関わりから	5 社会福祉協議会との関わりから	6 行政との関わりから	7 社会福祉法人の地域ネットワークに参加したことから	8 その他	無回答
全体		454	57.7	41.4	28.0	22.9	14.5	27.5	11.9	16.3	1.8
種別	高齢者入所施設	70	60.0	51.4	42.9	21.4	18.6	22.9	15.7	11.4	5.7
	高齢者デイサービス	37	81.1	54.1	40.5	35.1	5.4	13.5	5.4	8.1	0.0
	地域包括支援センター	48	62.5	77.1	60.4	68.8	33.3	43.8	6.3	20.8	0.0
	保育所・こども園	110	45.5	36.4	18.2	14.5	7.3	24.5	9.1	22.7	2.7
	母子・児童入所施設	33	45.5	45.5	30.3	24.2	21.2	42.4	15.2	9.1	0.0
	障害者施設	113	62.8	23.9	9.7	6.2	9.7	27.4	12.4	16.8	0.9
	その他	20	35.0	30.0	30.0	25.0	15.0	40.0	20.0	20.0	0.0
事業形態	入所	126	54.8	42.1	31.0	20.6	17.5	29.4	21.4	13.5	2.4
	通所	213	59.6	35.2	17.8	14.6	6.6	23.0	8.5	15.0	1.9
	相談支援	51	62.7	78.4	60.8	68.6	33.3	43.1	7.8	19.6	0.0
	その他	4	50.0	75.0	25.0	25.0	50.0	75.0	0.0	25.0	0.0
設置・経営形態	公設公営	45	4.4	24.4	11.1	0.0	4.4	6.7	15.6	28.9	15.6
	公設民営	125	25.6	52.0	49.6	19.2	11.2	12.0	8.0	6.4	5.6
	民設民営	282	23.4	39.4	37.6	15.2	13.8	15.6	8.9	13.5	5.7
法人規模	施設・事業所は一つ	41	61.0	46.3	36.6	24.4	24.4	24.4	9.8	17.1	2.4
	施設・事業所は複数(同種別)	113	58.4	45.1	26.5	22.1	13.3	31.0	12.4	15.0	1.8
	施設・事業所は複数(多業種)	261	60.2	40.2	29.9	24.1	15.7	27.6	13.8	16.5	1.1

**「その他」と回答した内容（主な回答）**

- 本人が来所された
- 利用者の家族から
- 地域の関係者の会議から
- 地域住民に対するアンケート調査から
- 警察、消防隊、病院、不動産屋、学校から
- 子ども食堂を運営しているNPOから
- 近隣を散策中に把握した、施設の近辺で遭遇した
- 通勤時に把握した

Q3:(Q1で「2.把握したことがある」と回答の方)その課題に対してどのような対応をしましたか。(MA)



		回答数	1 自施設・事業所において制度外で対応した	2 適切な専門機関につないだ	3 地域の福祉関係者と協議・対応した	4 福祉以外の関係者(医療、教育、就労等)と協議・対応した	5 地域の住民等に相談した	6 自施設・法人においてニーズに応じたサービスや事業を開始して対応した	7 特に何も対応しなかった	8 その他	無回答
全体		454	22.2	41.4	38.3	15.0	12.3	13.9	9.3	13.2	6.6
種別	高齢者入所施設	70	24.3	32.9	37.1	10.0	11.4	20.0	12.9	8.6	7.1
	高齢者デイサービス	37	21.6	54.1	43.2	10.8	8.1	8.1	16.2	2.7	2.7
	地域包括支援センター	48	25.0	75.0	64.6	54.2	33.3	6.3	4.2	8.3	2.1
	保育所・こども園	110	9.1	30.0	19.1	2.7	7.3	10.9	10.9	23.6	13.6
	母子・児童入所施設	33	24.2	30.3	24.2	6.1	12.1	24.2	18.2	12.1	3.0
	障害者施設	113	29.2	42.5	44.2	15.0	10.6	8.8	6.2	12.4	6.2
	その他	20	35.0	35.0	50.0	20.0	10.0	35.0	0.0	10.0	0.0
事業形態	入所	126	23.8	31.7	37.3	10.3	10.3	19.8	12.7	11.1	4.8
	通所	213	18.8	40.4	31.0	8.0	8.0	9.4	9.9	15.5	9.4
	相談支援	51	27.5	76.5	64.7	52.9	33.3	9.8	3.9	7.8	2.0
	その他	4	25.0	75.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
法人規模	施設・事業所は一つ	41	26.8	34.1	26.8	7.3	22.0	14.6	14.6	12.2	4.9
	施設・事業所は複数(同種別)	113	23.9	41.6	38.1	12.4	15.0	18.6	8.0	9.7	9.7
	施設・事業所は複数(多業種)	261	23.8	44.4	43.7	19.2	11.1	13.0	8.8	11.9	4.2

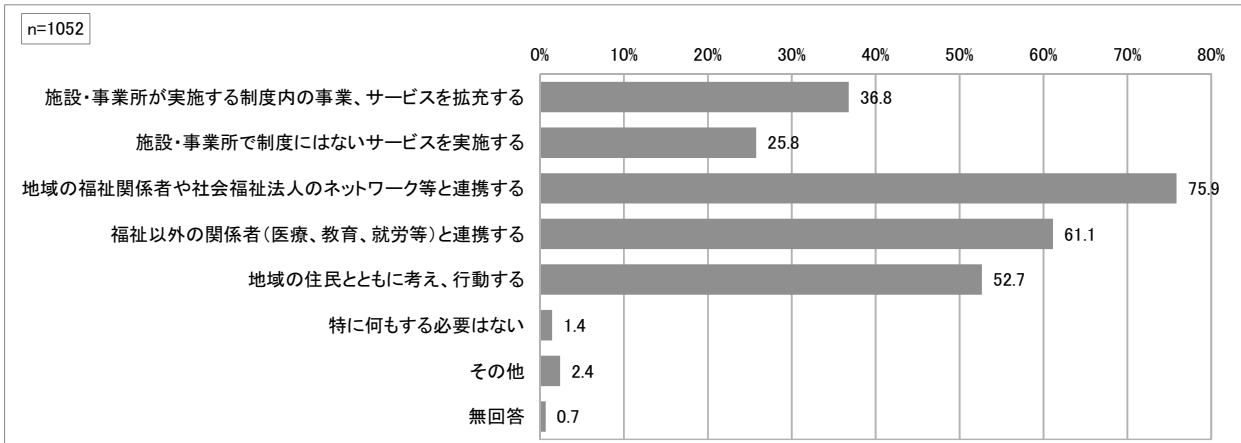
「その他」と回答した内容(主な回答)

- 専門機関へつないだ、専門機関と相談(地域包括支援センター、福祉事務所、相談事業所、保健所のCW、児童相談所、子ども家庭支援センター等)
- 福祉以外の関係者に連絡、相談(警察、学校、心理カウンセラー)
- 地域の会議で協議
- 民生委員に連絡
- 地域や関係者に見守りを依頼
- 地域老人会・自治会に相談し、アンケートを実施して、運行サービスを実施
- 町会に参加、町会の地域安心共助隊に施設職員1名登録
- 子ども食堂を開始(地域3法人で)
- なんでも相談窓口の開設、「かけこみ110番」実施
- 複数の施設で買い物支援プロジェクトチーム発足
- 健康づくり体操の送迎、会場準備、費用負担を各法人輪番制で実施

- 学習支援実施、無料塾の開講
- 居場所の開始
- 子育て広場、子育て講座、給食体験、園庭開放、子育て情報誌の発行、体験保育
- 講座の開講
- 行事で食事を提供
- 施設の行事の一部を放課後活動とした
- 施設の場所の提供
- 動物飼育の開始
- 危険マップの作成と散歩ルートの考慮
- 施設の行事に招待
- ショートステイで受け入れ
- 相談支援等本来の領域を超えて対応
- サロン活動へ参加を促した
- 携帯のアプリで対応
- 公設民営なので、または指定管理者制度で運営しているので、行政に報告
- 家族へ連絡



**Q4:今後、法人・事業所の役割として多様な地域の課題に積極的に対応していくために、どのような取り組みが必要だと思いますか。(MA)**



		回答数	1 施設・事業所が実施する制度内の事業、サービスを拡充する	2 施設・事業所で制度にはないサービスを実施する	3 地域の福祉関係者や社会福祉法人のネットワーク等と連携する	4 福祉以外の関係者(医療、教育、就労等)と連携する	5 地域の住民とともに考え、行動する	6 特に何もする必要はない	7 その他	無回答
全体		1052	36.8	25.8	75.9	61.1	52.7	1.4	2.4	0.7
種別	高齢者入所施設	175	31.4	33.1	77.1	58.9	64.6	0.6	2.3	0.0
	高齢者デイサービス	77	33.8	39.0	79.2	61.0	54.5	1.3	0.0	1.3
	地域包括支援センター	54	27.8	42.6	81.5	88.9	79.6	1.9	3.7	0.0
	保育所・こども園	360	41.7	13.9	66.7	52.2	42.5	2.5	2.8	0.8
	母子・児童入所施設	63	47.6	25.4	81.0	71.4	52.4	0.0	3.2	0.0
	障害者施設	229	34.9	27.1	86.0	65.9	50.2	0.9	3.1	0.9
	その他	46	28.3	32.6	76.1	67.4	52.2	0.0	0.0	2.2
事業形態	入所	314	34.7	30.6	80.3	66.9	56.4	0.0	2.2	0.0
	通所	553	38.5	19.0	73.1	54.6	45.9	2.0	2.4	1.1
	相談支援	57	28.1	42.1	82.5	87.7	78.9	3.5	3.5	0.0
	その他	9	22.2	22.2	88.9	77.8	55.6	0.0	0.0	11.1
設置・経営形態	公設公営	137	37.2	8.8	64.2	51.1	32.1	1.5	3.6	1.5
	公設民営	244	34.0	25.0	81.6	69.7	57.0	1.6	2.0	0.8
	民設民営	663	37.9	29.4	76.0	59.9	55.5	1.4	2.3	0.5
法人規模	施設・事業所は一つ	109	49.5	21.1	67.9	50.5	50.5	1.8	2.8	0.0
	施設・事業所は複数(同種別)	293	34.8	24.6	74.4	58.4	52.9	1.4	2.7	1.0
	施設・事業所は複数(多業種)	521	34.2	31.1	81.2	66.8	57.4	1.3	1.9	0.4

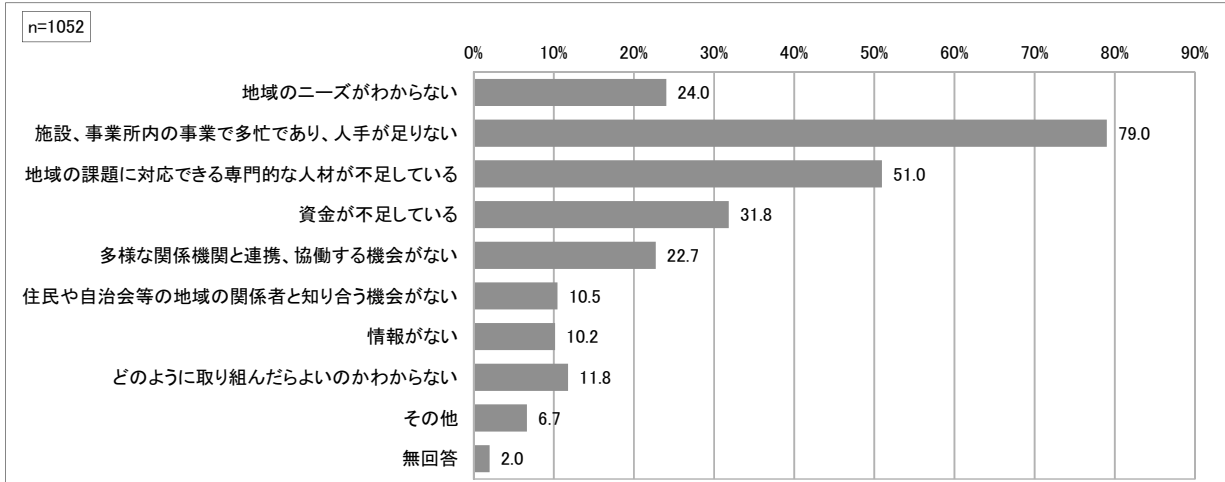
**「特に何もする必要がない」と回答した理由 (主な回答)**

- 必要はないのではなく、できないことがない、余裕がない
- 事業所単位では困難なので、地域のネットワークを活用し、行政と連携して対応したい
- 現行事業を行うことが社会福祉法人の存在意義なので、全ての法人が現行事業に加えて何かをしなければいけないということはないはず

**「その他」と回答した内容 (主な回答)**

- 行政単位の地域ケア会議だけでなく、法人の区域(包括の区域程度)での地域ケア会議が必要
- 自立支援協議会への提案
- 法人によるセミナーで啓発
- 商業振興や民間企業とコラボ
- 若い世代を巻き込む仕組みづくり
- 多種多様なニーズに対応できる人材の育成
- 公的福祉の充実
- 8050問題に対応できる部署を市役所内で明確にする
- 行政からの委託で事業を行っているので、全てに行政の承認が必要で、できることに限界がある

## Q5:Q4のような取組みを進めるにあたって課題となることは何ですか。(MA)

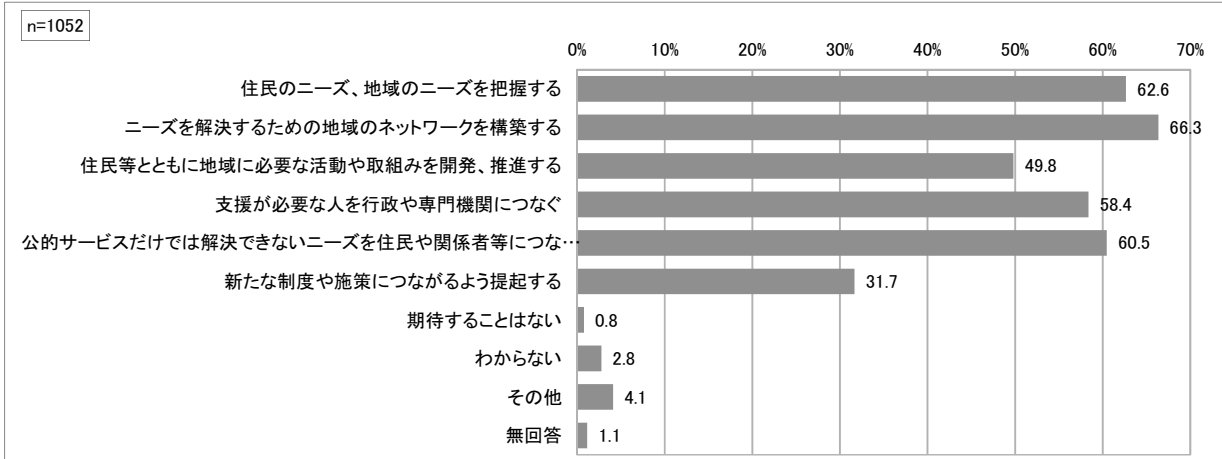


	回答数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	無回答	
		地域のニーズがわからない	施設、事業所内の事業で多忙であり、人手が足りない	地域の課題に対応できる専門的な人材が不足している	資金が不足している	多様な関係機関と連携、協働する機会がない	住民や自治会等の地域の関係者と知り合う機会がない	情報が無い	どのように取り組んだらよいかわからない	その他		
全体	1052	24.0	79.0	51.0	31.8	22.7	10.5	10.2	11.8	6.7	2.0	
種別	高齢者入所施設	175	29.7	82.9	52.0	44.0	21.1	12.0	13.7	14.3	6.3	1.1
	高齢者デイサービス	77	20.8	79.2	57.1	36.4	18.2	11.7	11.7	16.9	6.5	1.3
	地域包括支援センター	54	18.5	75.9	53.7	37.0	9.3	1.9	3.7	7.4	14.8	1.9
	保育所・こども園	360	21.9	73.6	43.9	23.1	23.9	10.8	8.1	11.7	5.0	3.9
	母子・児童入所施設	63	23.8	84.1	41.3	30.2	23.8	7.9	9.5	9.5	6.3	0.0
	障害者施設	229	26.6	79.9	59.8	31.9	26.6	11.4	12.2	11.8	6.6	0.9
	その他	46	23.9	80.4	47.8	28.3	34.8	17.4	8.7	4.3	15.2	2.2
事業形態	入所	314	29.3	82.8	52.2	35.0	26.1	11.8	13.1	12.1	7.0	0.6
	通所	553	21.9	75.4	49.5	26.9	23.0	11.2	9.6	11.9	5.6	2.5
	相談支援	57	17.5	75.4	52.6	36.8	8.8	1.8	3.5	7.0	15.8	1.8
	その他	9	0.0	66.7	33.3	55.6	44.4	22.2	11.1	0.0	11.1	22.2
設置・経営形態	公設公営	137	22.6	65.7	38.0	15.3	22.6	10.2	5.8	9.5	7.3	5.8
	公設民営	244	23.8	74.6	54.9	31.6	25.0	10.7	12.7	8.2	7.4	0.8
	民設民営	663	24.6	83.4	52.5	35.3	21.9	10.4	10.1	13.6	6.2	1.7
法人規模	施設・事業所は一つ	109	25.7	87.2	48.6	39.4	25.7	9.2	12.8	15.6	5.5	1.8
	施設・事業所は複数(同種別)	293	22.9	77.1	49.8	34.8	21.8	9.9	11.3	11.3	6.5	2.0
	施設・事業所は複数(多業種)	521	25.0	82.0	54.9	33.2	23.2	11.1	9.8	11.7	6.9	1.0

### 「その他」と回答した内容（主な回答）

- コーディネーターの役割を担うのがどの機関なのかわからない
- 地域の調整役がない
- リーダーシップはどこにあるのか
- 地域に担い手がない、住民の関心が低い、地域の閉鎖性を感じる
- 民生委員、自治会がどの程度協力してくれるのかわからない
- 行政の理解がない
- 行政が縦割りで連携しにくい
- 公設民営なので、または指定管理により運営しているため、行政の許可が必要だが、理解を得られないことがある
- シェルターであるため、施設内で行うことが難しい
- 制度外のことは取り組めない
- 施設のスペースが狭い
- あれもこれもやれないので、ベストな取組みをしぼるのに時間がかかっている
- プライバシー保護、個人情報保護が非常に強く、介入できない

**Q6:「中間まとめ」では、制度の狭間のニーズに対応し、住民や関係者と協働して、地域づくりを推進する新たな専門職として「地域福祉コーディネーター(生活支援コーディネーターやコミュニティ・ソーシャルワーカー等を含む)の配置と育成策」を提起していますが、この「地域福祉コーディネーター」にどのような役割を期待しますか。(MA)**



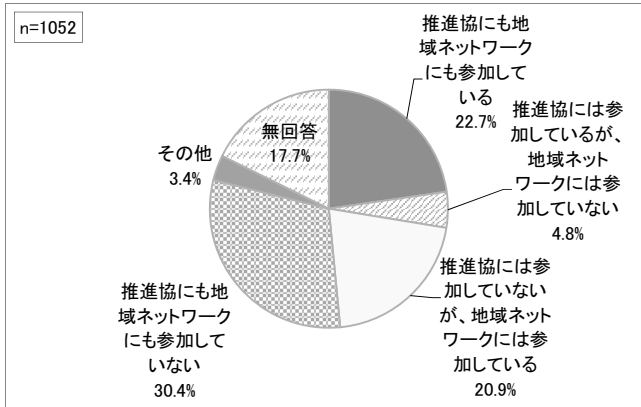
	回答数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	無回答	
		住民のニーズ、地域のニーズを把握する	ニーズを解決するための地域のネットワークを構築する	住民等とともに地域に必要な活動や取組みを開発、推進する	支援が必要な人を行政や専門機関につなぐ	公的サービスだけでは解決できないニーズを住民や関係者等につなぐ、協働して解決を図る	新たな制度や施策につながるよう提起する	期待することはない	わからない	その他		
全体	1052	62.6	66.3	49.8	58.4	60.5	31.7	0.8	2.8	4.1	1.1	
種別	高齢者入所施設	175	65.7	67.4	57.7	54.3	62.3	27.4	0.0	3.4	4.0	1.1
	高齢者デイサービス	77	72.7	70.1	58.4	63.6	63.6	40.3	0.0	3.9	1.3	2.6
	地域包括支援センター	54	63.0	75.9	90.7	44.4	77.8	57.4	0.0	1.9	9.3	0.0
	保育所・こども園	360	55.8	60.6	35.8	58.3	50.0	20.6	1.1	3.1	2.8	1.7
	母子・児童入所施設	63	66.7	69.8	47.6	71.4	68.3	39.7	1.6	1.6	6.3	0.0
	障害者施設	229	65.1	70.3	48.0	61.6	67.7	38.9	1.3	1.3	5.2	0.4
	その他	46	67.4	60.9	58.7	50.0	56.5	30.4	0.0	6.5	4.3	2.2
事業形態	入所	314	69.1	67.5	51.3	61.1	61.8	31.8	0.3	2.9	4.8	0.3
	通所	553	58.8	64.2	42.3	59.3	57.1	27.7	1.1	2.9	2.9	1.6
	相談支援	57	63.2	75.4	89.5	45.6	77.2	56.1	0.0	1.8	10.5	0.0
	その他	9	66.7	77.8	77.8	44.4	77.8	33.3	0.0	0.0	11.1	11.1
設置・経営形態	公設公営	137	49.6	64.2	34.3	59.1	59.9	16.8	0.7	2.2	0.7	0.7
	公設民営	244	68.0	72.1	56.1	56.6	68.4	34.8	0.0	1.2	2.9	0.8
	民設民営	663	63.5	64.7	50.5	59.0	57.5	33.5	1.1	3.5	5.3	1.2
法人規模	施設・事業所は一つ	109	61.5	63.3	39.4	54.1	50.5	27.5	1.8	9.2	9.2	0.9
	施設・事業所は複数(同種別)	293	62.5	65.9	48.5	56.7	53.6	30.7	0.7	2.0	4.4	2.4
	施設・事業所は複数(多業種)	521	65.6	67.0	56.6	59.9	67.0	36.5	0.4	2.3	3.6	0.6

**「その他」と回答した内容(主な回答)**

- 相談窓口に来られない方へのアプローチ
- 問題を行政や専門機関へつなげるだけでは解決できない場合も多いので、最後まで寄り添える立場の確保
- システム構築に取り組める裁量の確保
- 解決した事例等を通して、どういうケースはどこに相談するのか等、様々な事業所でも解決できるように各事業所に伝えていくこと
- 課題を発見したときに、関係機関に声をかけ、会議開催の段取りをすること
- 高齢、障害、子ども、外国人等様々な知識や社会資源に精通していること
- ワンストップの窓口になること

- 区市町村や都を越えた支援ができるつながりをつくること
- 地域包括支援センターとの連携
- 補助金などを一緒に探してくれること
- 新たな役割を創設するより、現在ある機能を活用できるようなしくみが必要
- 専門職を配置しても複雑になるだけで問題の解決にはならない
- 役割的な立場ではなく、好きでコーディネーターをする人が必要
- 地域包括支援センターや在宅介護支援センター、出張所窓口もあり、どこか責任を持って情報集約や解決をするのか、役割分担が不明確
- 地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの役割の違いがわからず、地域は混乱
- コーディネーターの配置を知らない

**Q7:「地域共生社会づくり」に対応する方策の1つとして、東京都地域公益活動推進協議会（以下、「推進協」）において、地域公益活動およびそれに基づく地域ネットワークが推進されていますが、それぞれに参加していますか。（SA）**



		回答数	1 推進協にも地域ネットワークにも参加している	2 推進協には参加しているが、地域ネットワークには参加していない	3 推進協には参加していないが、地域ネットワークには参加している	4 推進協にも地域ネットワークにも参加していない	5 その他	無回答
全体		1052	22.7	4.8	20.9	30.4	3.4	17.7
種別	高齢者入所施設	175	31.4	5.7	19.4	34.9	4.0	4.6
	高齢者デイサービス	77	29.9	1.3	14.3	33.8	9.1	11.7
	地域包括支援センター	54	16.7	1.9	24.1	35.2	11.1	11.1
	保育所・こども園	360	14.2	2.2	20.0	22.5	2.8	38.3
	母子・児童入所施設	63	30.2	15.9	25.4	22.2	4.8	1.6
	障害者施設	229	26.2	7.4	21.8	35.4	0.9	8.3
	その他	46	21.7	4.3	26.1	43.5	2.2	2.2
事業形態	入所	314	25.2	8.3	21.7	33.1	3.8	8.0
	通所	553	18.8	4.0	20.4	28.0	3.1	25.7
	相談支援	57	15.8	1.8	24.6	35.1	10.5	12.3
	その他	9	44.4	0.0	44.4	11.1	0.0	0.0
設置・経営形態	公設公営	137	2.9	0.7	5.8	8.0	0.0	82.5
	公設民営	244	18.4	5.3	20.5	39.8	4.9	11.1
	民設民営	663	28.2	5.6	24.1	31.7	3.6	6.8
法人規模	施設・事業所は一つ	109	26.6	8.3	20.2	33.9	1.8	9.2
	施設・事業所は複数(同種別)	293	24.6	5.1	23.5	32.8	4.4	9.6
	施設・事業所は複数(多業種)	521	25.9	5.0	23.4	33.4	4.0	8.3

**「その他」と回答した内容（主な回答）**

- 地域の他の会議、連絡会、ネットワークに参加(高齢者救急医療体制広域連絡会、地域子育てネットワーク事業、地域包括支援センターが中心の園域内デイサービスのネットワーク、地域に寄り添うキャンペーン、厚生文化センター運営委員会、小中学校の避難拠点運営会議、地域ケア会議等)
- 地域ネットワークが立ち上げ準備段階
- 他県の社会福祉法人のため把握していない

### Q8-1: Q7で「推進協に参加していない」と回答した場合、その内容(主な回答)

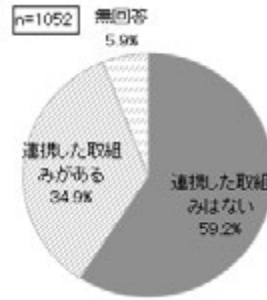
- 推進協を知らなかった
- 多忙で入る余裕がない(時間的、人的)
- 必要性、メリットを感じない
- 法人独自で対応できている
- 地域のネットワークに参加している
- 「つなぐひろがれ地域の輪」に参加している
- 広域すぎるため
- 山間部なのでオール東京にそぐわない
- 都外施設のため
- 委託事業のため、市の指定管理事業なので見合わせている
- 開所間もないため
- 会費が高い

### Q8-2 Q7で「地域ネットワークに参加していない」と回答した場合、その内容(主な回答)

- 地域ネットワークを知らなかった
- 地域ネットワークがまだできていない
- 多忙で入る余裕がない(時間的、人的)
- 法人独自で対応できている
- 参加する理由がない
- 公設民営のため
- 都外施設のため、島嶼のため
- 開所間もないため

**Q9:民生児童委員と連携した取組みはありますか。(SA)**

		回答数	1	2	無回答
			連携した取組みはない	連携した取組みがある	
全体		1052	59.2	34.9	5.9
種別	高齢者入所施設	175	72.0	26.9	1.1
	高齢者デイサービス	77	59.7	31.2	9.1
	地域包括支援センター	54	9.3	88.9	1.9
	保育所・こども園	360	52.2	35.6	12.2
	母子・児童入所施設	63	50.8	42.9	6.3
	障害者施設	229	72.9	26.2	0.9
	その他	46	76.1	23.9	0.0
事業形態	入所	314	67.8	28.0	4.1
	通所	553	59.1	32.5	8.3
	相談支援	57	8.8	89.5	1.8
	その他	9	55.6	44.4	0.0
設置・経営形態	公設公営	137	45.3	35.0	19.7
	公設民営	244	54.5	42.6	2.9
	民設民営	663	64.0	31.8	4.2
法人規模	施設・事業所は一つ	109	59.6	35.8	4.6
	施設・事業所は複数(同種別)	293	60.4	34.8	4.8
	施設・事業所は複数(多業種)	521	61.6	35.1	3.3

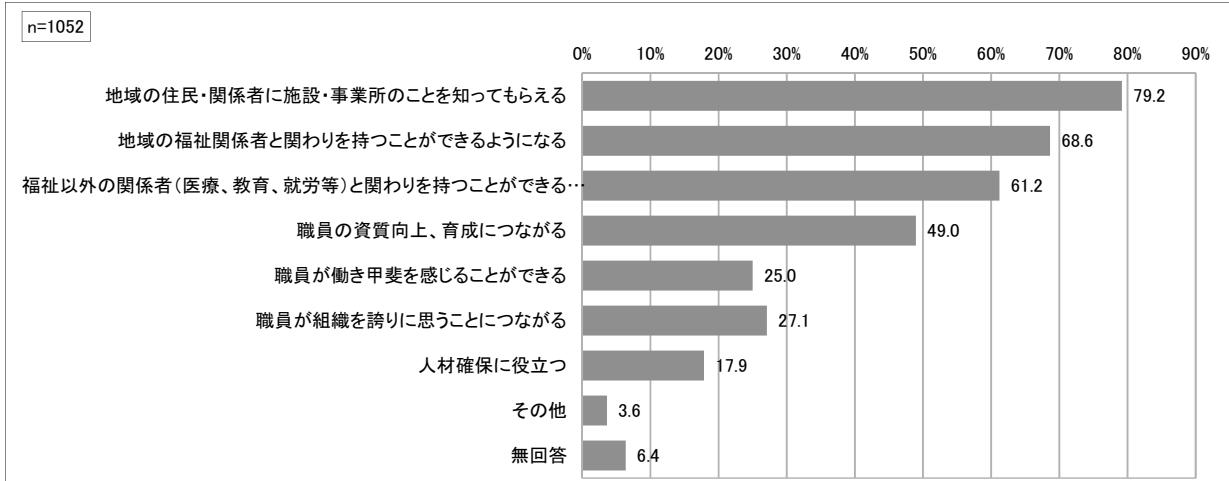


**「民生児童委員と連携した取組み」の具体的な内容 (主な回答)**

- 会議等での情報共有、意見交換(多数)
- 施設、事業所のまつり等の行事への参加(多数)
- 施設、事業所の第三者委員を依頼(多数)
- 地域の見守り活動や訪問(障害福祉施設・事業所の回答なし)
- ・地域での見守りネットワーク活動、見守り体制の構築、見守りメンバーとしての役割分担
- ・地域で心配な方の見守りや必要に応じた訪問
- ・地域の高齢者(特に一人暮らしの高齢者が多い)の見守り
- ・地域の高齢者の訪問に同行、安否確認に同行
- ・利用者の地域での生活の様子の見守り
- ・子どもの虐待が疑われる家庭や支援が必要そうな子育て家庭の見守り
- ・母子生活支援施設退所後の地域での見守り
- ・要保護児童の見守り
- ・保育園での相談や見守り
- ・地域の子どもの見守り
- ・登校班の見守り
- 個別のケースの支援
- ・生活困窮者、孤立、ひきこもり、虐待、対応困難な一人暮らし高齢者等個別ケース支援での連携

- 居場所づくりに協力
- ・子ども食堂の立ち上げ、運営に参加、協力、連携
- ・子ども食堂で地域ニーズの情報交換
- ・子どもたちの居場所づくりに協力
- ・高齢者の居場所づくりに協力
- ・地域住民の集まる場(カフェ)づくりに協力
- ・地域食堂(子どもから高齢者まで参加)運営への協力
- ・サロン立ち上げへの協力、サロン運営へのアドバイス
- 施設・事業所のボランティア(まつり等の行事以外)
- ・デイサービスでボランティア(活動内容と利用者の状態を共有)
- ・障害福祉事業所で定期的にボランティア
- ・グループホームで定期的にボランティア
- ・グループホームの調理ボランティア
- ・児童養護施設でボランティア
- ・保育所が運営している地域子育て支援センターの毎月の身体測定の手伝い
- ・地域の高齢者対象の相談のボランティア
- ・施設内行事の保育ボランティア
- ・事業所が実施している講座のボランティア
- その他
- ・買い物支援で協働
- ・地域の学校での「高齢者と介護」についての授業の講師

**Q10:「地域共生社会づくり」に向けた取組み(社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を含む)を行うことは、施設・事業所にとってどのような意味があると思いますか。(MA)**



	回答数	1	2	3	4	5	6	7	8	無回答	
		地域の住民・関係者に施設・事業所のことを知ってもらえる	地域の福祉関係者と関わりを持つことができるようになる	福祉以外の関係者(医療、教育、就労等)と関わりを持つことができるようになる	職員の資質向上、育成につながる	職員が働き甲斐を感じることができる	職員が組織を誇りに思うことにつながる	人材確保に役立つ	その他		
全体	1052	79.2	68.6	61.2	49.0	25.0	27.1	17.9	3.6	6.4	
種別	高齢者入所施設	175	86.9	74.9	66.3	55.4	36.0	40.0	26.3	0.6	1.1
	高齢者デイサービス	77	83.1	76.6	66.2	51.9	36.4	32.5	22.1	3.9	6.5
	地域包括支援センター	54	81.5	66.7	79.6	64.8	35.2	29.6	24.1	1.9	1.9
	保育所・こども園	360	66.7	60.6	49.2	37.5	10.3	16.1	6.9	3.1	15.0
	母子・児童入所施設	63	82.5	73.0	69.8	60.3	39.7	36.5	17.5	3.2	0.0
	障害者施設	229	88.6	71.2	65.9	52.4	28.8	28.4	23.6	6.6	0.9
	その他	46	82.6	69.6	71.7	58.7	28.3	26.1	19.6	4.3	4.3
事業形態	入所	314	83.1	72.0	66.6	54.1	33.1	35.0	23.2	1.9	3.5
	通所	553	74.1	65.1	56.2	43.4	17.5	21.3	12.3	4.3	9.8
	相談支援	57	80.7	64.9	77.2	64.9	35.1	29.8	24.6	1.8	3.5
	その他	9	100.0	88.9	100.0	66.7	55.6	55.6	33.3	22.2	0.0
設置・経営形態	公設公営	137	54.0	52.6	38.7	34.3	6.6	7.3	8.0	0.7	29.2
	公設民営	244	83.2	75.4	68.4	53.3	27.5	28.3	21.7	3.7	2.0
	民設民営	663	82.8	69.2	62.9	50.4	27.8	30.6	18.3	4.2	3.3
法人規模	施設・事業所は一つ	109	84.4	63.3	54.1	43.1	21.1	31.2	9.2	5.5	5.5
	施設・事業所は複数(同種別)	293	80.9	70.3	63.1	50.2	25.9	27.6	18.1	4.8	3.1
	施設・事業所は複数(多業種)	521	82.9	72.7	66.4	52.4	29.4	29.9	22.1	3.3	2.7

**「その他」と回答した内容(主な回答)**

- 地域で施設・事業所が果たしている役割を確認できる
- 地域と事業所の結びつきを強めることにつながる
- より広く地域から求められる施設・事業所になる
- 地域に貢献できる
- 地域で必要とされる、困ったことがあれば頼れる施設として存在できる
- 地域から必要とされる存在になることで、保育園＝騒音というイメージを払拭できる
- 社会福祉法人の存在意義を社会的にアピールできる
- 社会福祉法人の職員が地域住民としての自覚を持つことができる

- 地域のニーズを知ることができる
- 住民と共存できる
- 共生することを具体的に知るきっかけになる
- 地域の福祉の向上につながる
- 現状の施設機能に留まらず、様々な人への支援の拡大が期待でき、そのことで、施設利用者にとっても良い影響が出てくる
- 障害者理解が促進される
- 身近な地域における障害のある人のスポーツ活動の推進に寄与できる
- 災害時、お互いに助け合うことが可能になる
- 地域共生社会づくりは、法人にとって意味があるから行うのではなく、地域のための行うものだと思っている
- 社会福祉法人の当然の義務である

**Q11:現在実施している「地域共生社会づくり」につながる取組み(社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を含む)について、具体的にご記入ください。(主な回答)**

- 施設の建物や敷地の貸出し、施設設備の貸出し、車イス等備品の貸出し
- 講師派遣、出前講座、障害者疑似体験、育児講座、育児体験、車イス講習会
- 移動支援従事者養成講習
- 相談受付、ネウボラ担当配置
- 体操教室、リハビリ教室、栄養教室
- 小中学校、保育園、学童保育との交流
- 職場体験への協力
- 実習生の受入れ、夏体験ボランティア受入
- 居場所づくり、サロン運営、カフェ運営
- 子どもの学習室、子どものそろばん・英会話教室、子どもの工作教室
- 子ども食堂、誰でも食堂、朝食バイキング、小学生に昼食やパンの無償提供、配食サービス
- 施設の送迎者による買い物支援、移動支援
- 入浴サービス
- 地域のパトロール、登校班の見守り
- 公園清掃、除雪、除草、花プランター設置
- 資源ゴミ回収
- ちょっと困ったに対応のお助け隊

- 自治会の業務受託
- 避難場所の提供、避難訓練、炊き出し訓練、災害応援協定
- 自治会活動への参加、消防団への参加
- 地域の会議に出席
- 中間的就労(はたらくサポートとうきょう含む)、就労支援、就労場所の提供、地域の就労困難者の採用
- 利用者ではない障害者のミニデイケア
- 家族活動の支援
- まつり、運動会、バザー等の行事や施設見学会、事業所の就労科目(陶芸等)による地域交流
- 施設、事業所間の人事交流
- 事業所の園芸作物を調理して地域店舗で販売、障害者事業所の作品を特養で販売
- 朝市(地場野菜の販売、障害者事業所製品販売、昔遊び伝承コーナー等)の開催
- パスハイク
- 障害のある学生への奨学金貸与
- ラジオ番組の企画作成(有事の際のメディア確保)
- 動物の飼育
- 社会福祉法人のネットワークによる活動(多数)  
(福祉なんでも相談、フードドライブ、夢の本箱、資源マップ、仕事面接会等)

**Q12:これから実施したいと考えている「地域共生社会づくり」につながる取組み(社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を含む)について、具体的にご記入ください。(主な回答)**

- 施設設備、備品の貸出し
- 講師派遣、介護体験、介護技術勉強会、健康相談、プレママ教室等
- 相談事業
- 小中高校、保育園との交流、教育機関との連携による福祉人材育成
- ボランティアの受入れ
- 居場所づくり、サロン運営、カフェ運営
- 子どもの学習支援、寺子屋
- 陶芸、木工、園芸教室等
- 高齢者の孤食問題・食事提供、地域食堂、子ども食堂、ワンコインランチ、パンのお届け、弁当配達

- 買い物代行、買い物支援、介護用品代行購入、移動手段の提供
- 清掃活動、地域パトロール、見守り活動、除雪
- 堆肥づくり(施設で堆肥づくりをし、地域の家庭、店舗に配る)
- 農業を通じた交流
- 福祉避難所、地域自治会との防災協定締結
- 中間的就労、働きにくい人への支援
- 外国人労働者の地域行事(資源回収、お祭り)
- 行事を通じた交流
- 企業のCSRとの連携
- 古本回収、フードドライブ

**Q13:施設・事業所が「地域共生社会づくり」を進めるために、区市町村社協に期待することは何ですか。(主な回答)**

- ネットワークづくりのコーディネーター役、橋渡し役
- 情報共有の場を設定
- 地域共生社会づくりの中心、リーダーシップを取って欲しい
- 地域のニーズ把握
- 情報提供や事例の提供

**Q14:施設・事業所が「地域共生社会づくり」を進めるために、東社協に期待することは何ですか。(主な回答)**

- 情報提供(特に事例、モデルの提示)
- 研修の実施
- ネットワーク構築の支援



**東京都社会福祉協議会 地域福祉推進委員会**  
**地域福祉推進検討ワーキング 委員名簿**

平成 29 年 7 月～31 年 3 月

	氏 名	所 属	備 考
1	諏訪 徹 ※	日本大学 教授	学識経験者
2	小林 良二	東京都立大学 名誉教授	学識経験者
3	石渡 和実	東洋英和女学院大学大学院 教授	学識経験者
4	鈴木 博之	社会福祉法人白十字会 東村山市北部地域包括支援センター 管理者	高齢分野
5	中野 雅義	北区立たばた福祉作業所 所長	障害分野
6	齋藤 弘美	社会福祉法人大洋社 常務理事	児童・女性分野
7	小野澤 勝美 *～30年3月 渡部 敏明 *30年4月～	文京区社会福祉協議会 事務局長	区市町村社協
8	河島 京美	練馬区社会福祉協議会 地域福祉課長	区市町村社協
9	小澤 真治	立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長	区市町村社協
10	森田 眞希	NPO法人 地域の寄り合い所 「また明日」 代表理事	NPO関係者
11	相田 義正	板橋区民生・児童委員協議会会長	民生委員
12	小林 秀樹	東京都社会福祉協議会 事務局長	

※ 座長

事務局

地域福祉部長 川井 誉久  
 地域福祉部地域福祉担当 統括主任 小川 和江  
 地域福祉部地域福祉担当 主任 多田 尚子

## 検討経過

### 平成 29 年度

	開催日時	内容
第1回	7月25日(火)	1 委員紹介及び座長の選出 2 地域福祉推進検討ワーキングの進め方について 3 地域福祉コーディネーター等社協の取組み(委員報告) 4 今後検討すべき論点について
第2回	8月22日(火)	1 主要な論点に関する意見交換
第3回	10月6日(金)	1 「社会福祉法人による地域公益活動や、民生児童委員による地域活動との連携・協働体制をいかにして構築するか」(委員報告) 2 これまでの議論の整理と中間まとめに向けて
第4回	11月10日(金)	1 中間まとめ(案)について 2 社協アンケートについて
第5回	12月13日(水)	1 中間まとめ(案)について
第6回	30年1月24日(水)	1 東京都地域福祉支援計画(素案)について経過報告 2 中間まとめ(案)について
	※30年3月	※東京都が「東京都地域福祉支援計画」を策定 本ワーキングの検討内容をふまえ、意見反映を図った。
	30年3月	「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 中間まとめ」発行

### 平成 30 年度

	開催日時	内容
第1回	5月17日(木)	1 地域福祉推進委員会「地域福祉推進に関する提言2018」について 2 最終まとめに向けての今後の進め方について
第2回	6月20日(水)	1 「ボランティア、NPO、企業の社会貢献活動等について」(委員報告) 2 論点の議論 3 施設・事業所の取組みに関するアンケート(案)について
第3回	7月25日(水)	1 「障害者に対する地域や社会の障壁を取り除くには」(委員報告) 2 論点の議論 3 施設・事業所の取組みに関するアンケート(案)について
第4回	8月29日(水)	1 「共生型サービスの東京における意義と可能性をどう考えるか」(委員報告) 2 これまでの論点の議論
第5回	9月28日(金)	1 「地域共生社会づくりにおける居住支援の意義と課題」 2 論点の議論
第6回	11月30日(金)	1 地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取組みに関するアンケート結果について 2 最終まとめ案について
第7回	31年1月22日(火)	1 地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取組みに関するアンケート結果について 2 最終まとめ案について
第8回	31年2月22日(金)	1 最終まとめ案について
	31年3月	「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 最終まとめ」発行

東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について  
最終まとめ

発行日 平成 31 年 3 月

発 行 社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会 地域福祉推進検討ワーキング

住 所 〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1  
セントラルプラザ 5 階

Tel : 03-3268-7186 Fax : 03-3268-7222

